

# 日本統治時期台湾の家政教育

広島大学大学院文学研究科  
東洋史専攻 修士論文  
榎本美由紀

## [目次]

### 第一章 はじめに

### 第二章 家政教育政策と制度の沿革

#### 第一節 清朝末期台湾の女子教育

#### 第二節 日本統治初期における家政教育

##### 1. 政教育の揺籃——第三附属学校における手芸科の設置

##### 2. 公学校における家政教育

#### 第三節 「台湾教育令」による実業教育政策の重視と家政教育の進展

##### 1. 公学校における実業教育

##### 2. 高等女学校における普通教育と「実科」の設置

##### 3. 家政女学校における家政教育

#### 第四節 皇民化政策下の家政教育

〈小結〉

### 第三章 家政女学校設立とその概況

#### 第一節 家政学校設立の議論と女子教育

#### 第二節 1920年代家政女学校の出現

#### 第三節 1930年代家政女学校の増加

##### 1. 設置の経緯

##### 2. 家政女学校の経営

#### 第四節 戦時体制下の家政女学校

〈小結〉

### 第四章 家政教育の実際

#### 第一節 カリキュラムの分析

##### 1. 教育の内容

##### 2. 各教科の目的

##### 3. 家政科目の内容

#### 第二節 女学生の社会活動への参与

##### 1. 女学校の社会活動

##### 2. 社会教化団体としての活動

〈小結〉

## 第五章 家政教育の社会への影響

### 第一節 卒業生の動向

### 第二節 家庭生活の近代化

〈小結〉

## 第六章 結論

○附表

○参考文献

○主要参考書目

## 第一章 はじめに

この論文は、日本殖民統治下における政策としての家政教育に焦点を当てる。このため、家政教育について、高等女学校・職業学校・社会教育など広い側面から分析を試み、その政策の実態を明らかにしようとするものである。

まず、本論文に関連して、先行研究とそれにおける問題点について説明したい。最近の日本統治時期台湾の女子を対象とする学校教育に関する研究には次の主な論文がある。即ち、(1)游鑑明『日據時期台湾的女子教育』、(2)山本禮子『殖民地台湾の高等女学校研究』の2点である。(1)は日本統治下台湾における女子の初等・中等教育の建立・発展についての全般的な検討を試みたものであるが、その一部分に職業教育としての家政学校を扱ったものの、普通教育としての女子教育を本旨とし、家政教育という方面からの研究はなされなかった。(2)は同時期における主な高等女学校についてその実態を追求したものである。これらはいずれも、「普通教育」を教授することを目的とする高等女学校を中心とした研究であり、游氏が一部の私立実業学校を扱った以外、学校教育全体の重要な一部分を担っていた実業学校についての言及はほとんどなされていない。しかし、高等女学校には設置当初から発展時期に至るまで必ず裁縫・家事などの家政科目が設置され、その授業数も「国語(即ち日本語)」に次いで多く、普通教育以外のこうした実業教育は決して軽視されるべきものではない。また、日本統治時代半ばより、商業・農業・工業などの実業学校・実業補習学校なるものが存在し、特に家政学校・技芸学校は初等教育を終えた子女の重要な教育機関であった。そして「家政女学校」はのちに急激に増加していった。

山本は、植民地統治を受けた地域の女性たちの戦後におけるめざましい活躍は、統制された戦時下の初等教育或いは中等教育を受けた女性たちにとって、言論の自由・思想の自由が奪われていた時期からの障害を乗り越え、新しい時代を築いていくことであったとし、自立した女性が生まれたとして負の遺産を直視し、自己実現している女性を掌握することを本書の目的とした。そして、高等女学校のみを研究の対象とし、とくに日本人を中心とする女学校と台湾人を中心とする女学校の沿革や学校生活についてアンケートやインタビューなどの方法を駆使して調査し、それについての被支配者側の感想をまとめ、卒業後の女性たちの生き方を掌握しようとした。ここでは高等女学校の授業についてのアンケート結果として、家事・裁縫についての感想が採り上げられたが、一部を批判したものの、以上のような目的を踏まえてのことか、全体的に家政科目が女学生にとって「多くの良い思い出となっている」、「卒業後大変役に立った」、「概して評価が高い」という結果を得て、女学生が「負の遺産」を享受していたことを述べている。しかし、この結果が事実ではあれ、教学内容の分析もなされず、歴史的な意味の熟考が欠けているため、主観的な回答のみから得た結論をこのように述べ、なんらの批判も加えられていないことにはいささかの問題が感じられる。

游は、職業学校の一部として家政学校を扱っている。本書の見方では、職業学校の一部

に家政学校を設置した動機は、進学を緩和することであったという。職業学校の中の家政学校というのは家政教育そのものが本旨なのではなく、つまり遊は家政学校を商業補習学校や農業補習学校と同列或いはその一部と位置付けている。そして、日本植民統治時期後半の20年間、実業補習学校の成長率は普通中学よりもはるかに速く、それは就業と進学の問題を合わせて解決するという作用を持つとともに、植民地政府が完全に整備された中等教育を建立しようという意思がなかったことが要因であるとした。また、入学機会は公平に開かれておらず、依然として入学者は日本人女子を主な教育対象としていたということ述べた。

しかし、家政女学校は1930年から特に頻繁に新設が続き、女子の実業補習学校の中で最も校数が多くなり、1943年までに32校が設立されていた。とはいえ、高等女学校の設置も並行して行われていた。進学競争の圧力を抑えることのみが目的であるならば、なぜ高等女学校を増設しなかったのか。就職を問題とするのであればなぜ商業や農業の学校を増設しなかったのか。なぜ家政学校であったのか。これらの疑問が残ることは否定できない。筆者は、この家政学校の出現を植民地教育政策との関連からとらえるべきであると考え。また、この種の学校が増設されていった1930年代後半という時期にも注目したい。

そして、高等女学校における家政教育が何を目的になされたのか、高等女学校のほとんどが普通教育と同時に家政教育を行っている中で、実業教育を中心とする家政学校はどういう役割を持っていたのか、ということをもその中で明らかにしていきたい。

高等女学校や家政女学校を含めて、日本統治時期全体における家政教育の変遷を時期ごとにまとめると、以下のようになる。

第一期：統治初期の家政教育（1897～1918年）

第二期：台湾教育令発布以降の家政教育（1919～1935年）

第三期：皇民化運動時期の家政教育（1936～1943年）

第四期：戦時体制下の家政教育（1943～1945年）

第一期は、台湾総督府国語学校附属女学校において試験的に女子教育が始まり技芸科目が設置された1897年から、教学中の大半を家政科目が占め続けた1918年までとする。第二期は、台湾教育令において学校教育が制度化され、高等女学校では普通教育を中心に教学が行われるようになった1919年から、家政教育の時限数が比較的一定を保った1936年までとする。この間には高等女学校の校数が増加し、女子の中等教育は発展したが、同時に初の家政学校である私立女子職業学校や、商業と家政という実業を中心に施す実科高等女学校が設置されたが、途中で停止するなど、家政教育としても職業教育としても発展は見られない時期であったとしてこれを一括する。第三期は皇民化運動が始まる1936年からである。この時期には同化教育の徹底が図られ、高等女学校における家政教育を重視すべきという議論が多く出現し、家政に関連する課外活動なども盛んに行われるとともに、家政女学校が増設されていくため、これを一つの家政教育の展開ととらえることにする。そして、戦時体制に入って女子中等教育機関も再編成がなされた1943年から終戦までを第

四期としたい。

本論の構成について、まず第二章では、この探求の第一段階として、日本統治時代台湾の高等女学校における家政教育の推移と、実業教育機関における家政教育の位置について法制上から検討していくこととする。そして、第三章では専門的に家政を扱った教育機関として家政学校設置の経過について述べ、家政学校の設置の目的と、増加の要因について考察を加えたい。第四章では女子中等教育における家政教育の実際の内容を分析し、家政教育が何を目的に行われたのかを究明する手がかりとする。第五章では家政教育を施したことによってどのような人材が輩出されたか、また、植民地政策としての家政教育の結果、台湾社会にどのような変貌がもたらされたのかを明らかにしていき、第六章でこれまでの検討を総括する。

**[註]**

- (1) 游鑑明『日據時期臺灣的女子教育』、国立臺灣師範大學歴史研究所専刊(20)、民国 77 年(1988)。
- (2) 山本禮子『植民地台湾の高等女学校研究』、多賀出版、1999 年。

## 第二章 家政教育政策と制度の沿革

この章では、日本統治時期全体の女子教育の発展と、そこにおける家政教育の全般的な傾向を時代ごとに追ってゆきたい。ここでは主に法制面からの検討を行い、附属女学校時代をはじめとする高等女学校、台湾人の初等教育機関である公学校、実業学校、実業補習学校のそれぞれにおける家政教育の変遷を見てみる。

### 第一節 清朝末期台湾の女子教育

清代台湾の伝統的女子教育は家庭教育と書房である。家庭教育は伝統社会の婦女を教育する主要な方法であり、その目的は婦徳の涵養にあり知を求める道を提供するものではなかった。婦女の生活空間は家庭に限定され、良妻賢母の役割を演じ、従順・守貞を最高の道徳基準とした。即ち、夫に仕えることを教育の目的とした「三従四得」を教育内容とし、こうした教育が家庭を中心に行なわれた。

清代台湾の女子の家庭教育は科目を三字経・昔時賢文・文論語・孝経・閏則・列女伝等を含むものとし、道徳倫理の陶冶を重視した。中でも列女伝と女論語は均しく女子教育の必読書であり、とりわけ貞節・従順の婦徳教育を重んじた。女論語は、婦女は男女の別を厳しくすること、婦女は面を露出するべきではない、という観念を陶冶するものであった。この教育からわかるのは、台湾の女子への家庭教育は中国伝統の「男尊女卑」の礼教規範の伝統を伝承することにあつたということである。

書房は台湾民間にある私学で、大半は教師自らが自宅で開設或いは富紳が教鞭をとる、又は教師を招聘するものである。その目的の一つは、読書と識字の能力を養成することであり、2つめの目的は学生が科挙を受験するときの予備であつた。対象とする学生はほとんどが男子であつたが、ごくまれに1、2人の女子が受講していた。

清代台湾婦女は伝統教育を与えられることはあつたが、その数は少なく、家庭教育を受ける以外に教育を受ける方法はなかった。教育を受けることのできる女子は、富紳の子女である、12・13歳になると退学し、裁縫や洗濯などの家事に従事する、という二つの特徴がみられた。つまり、この時代の女子教育は上流家庭のみに限られたものであり、その目的は知識を伝授することではなく、不完全なものであつた。

この時代には上述の伝統的教育の他、西洋からのキリスト教伝道師が建立した新式教育があつた。それは、カナダ長老教会伝教師マッケイが1884年に建立した「淡水女学堂」と英国キリスト教長老教会伝教師レブ夫妻が建立した「台南新楼女学校」である。前者は、男尊女卑の陋習が伝教の妨げになるとして、宗教教育によって女性伝道師を養成することを目的とした。入学者の大半はキリスト教徒で老女から幼女まで幅広く、教学内容は宗教教育を中心とし、閲読・習字・唱歌・聖經史地・教義問答及び教授法などであつた。女子の学校に常設されていた技芸課程は、中国の婦女がこれに精通しているため外国教師が伝

授する必要はないとして設置されなかった。女学堂の学生は各地の教会に赴いて服務したが、1901年、マッケイの死去とともに停止され、1907年に復校した時には経営方針を改め、伝道師を養成するということを目標としなくなっていた。

台南新楼女学校は当時台湾に女子の教育機関がないことに鑑み、女子の学問を唱導し婦女の地位を改善しようとした。当校は編成・施設などにおいて比較的完備しており、一定の規程を持っていた。その課程には、ローマ字・算術・習字・裁縫・刺繍を含むものであり、聖經を読むことを中心とし、これによって幼時より宗教に薰陶させた。この学校は纏足を禁止していたが、纏足を解くという観念は日本植民地統治時代に建立されたもので、この時に広まることはなかった。教学課程では、高学年にはこの他天文学・生理学・家事・育児法・家庭衛生等も設置されていた。また、2時間の漢文科も置かれ、三字経・四字経も教授された。当校の卒業生には、伝教事業に限らず、教会が附設した小学堂で教えたり学校にとどまる者もあり、当校は清末の保守社会に女子教育の新しい現象を呈していたといえる。

しかし結局、彼らの新しい観念と方法は、当時の社会に受け入れられることはなかった。その原因は、伝統的保守観念の他、士紳の支持が足りない、教育目標と宣伝の方式が狭隘であるなどの理由から、突破的な発展はみられなかった。<sup>①</sup>

## 第二節 日本統治初期における家政教育

### 1. 家政教育の揺籃——第三附属学校における手芸科の設置

植民地台湾において新式の女子教育を開始するにあたって、最初に必要としたのは女子教員の養成であった。

まず、日本統治下台湾における女子教育は、1897年、台湾総督府国語学校第一附属学校に女子分教場が設置されたことによって始まった。当時仮定された分教場規則第一条によると、「当場は本島の女子に手芸及普通学科を授くる所とす」とあるように、手芸と普通学科の教授が目標とされていた。しかし、第三条によると、「教科目は修身国語習字裁縫編物造花及唱歌の七科とす」とあり、全科目合計 35 時間中、裁縫 10 時間、編物 6 時間、造花 10 時間を占めているように、女子教育の内容は技芸を中心としたものが定められていた。そして、実際には開校から当分の間は普通学科を除いた造花、編物が各毎週 6 時間、裁縫が毎週 12 時間という完全に技芸のみの課程で授業が行なわれた。<sup>②</sup>

1898年8月16日、この分教場は改廃によって台湾総督府国語学校第三附属学校と改められるが、正式に「本島（台湾）の女子に普通学及び手芸を授ける」ことを目的とし、第三附属学校規則第二条にもとづいて、普通教育としての「本科」と技芸教育としての「手芸科」の2科に分けた。これは、台湾人女子に普通教育を施す根源であるとともに、女子教員養成の試み、つまり台湾女子師範教育の研究の始まりでもあった。

このとき、第三附属本科への入学者の年齢は8歳以上14歳以下、手芸科は14歳以上25

歳以下と規定されていた。修業年限は本科が6年、手芸科が3年であり、本科を卒業し手芸科に編入することもできた。また、手芸科の卒業生の多くが地方公学校の女教員として就職したことから、手芸科は本島で最初の女子中等教育に近い形を備えた学校であったといえる。

本科の教科目は修身、国語、読書、習字、算術、唱歌、裁縫であり、手芸科の教科目にはこれに編物、造花、刺繍が加えられた。週の教授時間数をみてみると、本科において裁縫は第一・二学年で前授業時間数の21.4%、第三・四学年で34.5%、第五・六学年では36.7%という高い比率を占めた。また、手芸科においては全34時間中に裁縫、編物がそれぞれ計6時間、造花、刺繍がいずれか選択で計12時間というように、技芸科目が全体の70.5%を占めており、やはり技芸を中心とした教学が行なわれていたことがわかる。また、本科においては裁縫が普通科目の2倍の時間数をとり、手芸科においても、裁縫はもちろんのこと、造花や刺繍の教授時数は更に裁縫、編物の2倍となっていることが注目される。裁縫の内容は「家政」というよりは「手芸」といった性質をもつものであり、のちの家政教育の項目中に見られるような、家庭での実用性を意識した技能や家事上の知識を与えるものとは異なっていた<sup>60</sup>。このように、統治初期、技芸に偏った科目を設定した要因について、台北第三高等女学校の「創立満三十年記念誌」の文中に次のような興味深い記述がある。

「手芸を重視して専攻せしめたことは…将来起こり来るべき公学校女生徒の教育方法の研究とその女教員養成の為でもあったのである。…本島家庭の少女を就学させるには、先づ女教員を配置して父兄を安堵せしむる必要があり、又理解の無い老婦人に教育の効果を認めさせるには、手芸の教授が最も有効であったから、全島の公学校が新教育の下に手芸を修得した女教員を要望する声は、年とともに高まっていった。」

女子の学校教育に理解のない本島人家庭の女子を就学させるために、とりあえず父兄の理解を得やすい技芸教育から始めたということである。ただ、日本国内においても、女子の家政教育が始まった明治10年ごろは、「実科」教育を軽視し、技芸を偏重する傾向があった。それは婦徳の涵養、即ち日本国民精神の陶冶が目的であった。技芸は、実際的な技能や知識を身に付けることよりも、精神的な陶冶に効果をもたらすものとみなされていたのである。台湾において、異国の言語で修身などの普通学科を教授するのが困難であった統治初期、統治者側にとって技芸の教授は、異文化を受け入れさせ慣れ親しませるには恰好の材料だったのである<sup>61</sup>。

この後、第三附属学校は明治35年には第二附属学校と改められ、同38年には、国語学校規則中において「本島人女子教員養成を主とし兼て技芸教育を施す」ことを目的とするよう改められた。明治39年には公学校女子部に近い性格を備えていた本科が廃止され八芝蘭公学校に引き継がれ、第二附属学校規程中、台湾人女性教員の養成に当たるとする師範科及び師範速成科が規定された。しかし、これは予算その他の関係から実現には至らず、手芸科が技芸科と改称されたにとどまった。この時点での課程を見てみると、実現しなかった師範科と師範速成科には「家事」が新たに設置され、裁縫、刺繍、編物はすべてこの

中に含まれるとともに、時間数はそれぞれ全体の 23.3%、30%前後に減少していた。しかし実際に開講された技芸科では、依然として「裁縫」、「造花」、「刺繍」の技芸科目が全体の 66~72%という高い割合を占めていた。技芸科は公学校第四学年の課程を修了、又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とし、中等教育機関としての色彩を強めた。

1907年には初めて全島より生徒を募集し、1910年には附属女学校と改められた。この間、台湾において女子の就学者が徐々に増えつつあったものの、附属学校は台北に一所しかないことや、女子の就学に関心がないこと、入学はしたものの周囲や本人の意欲の欠落により欠席や退学が多いといったことから、女子の中等教育志望者数にまだ大きな発展は見られなかった<sup>66)</sup>。

一方、日本人の子女に対しては、1904年台湾総督府令、1907年台湾総督府中学校規則によって高等女学校の設置が定められ、日本国内の高等女学校に準じて高等普通教育が施されることが規定されていた。

## 2. 公学校における家政教育

1898年7月、台湾人を対象とした初等教育機関である公学校について台湾公学校令及び官制が公布され、10月1日より施行されることになったが、女子についての規程が定められたのは翌年7月28日のことで、公学校において女子教育のために別に教場を設置するときは、その学科目教授の要旨及び程度は第三附属学校規程に準拠すべし、というものであった<sup>67)</sup>。これに従えば、開設直後の公学校における女子教育の内容も技芸に偏ったものであったことになる。

しかし、公学校では、女子の入学希望者が増えてきたことに対応して、1904年3月11日の公学校規則改正において、初めて教科目中に女子のために「裁縫」が加えられたのであった。共通の科目は「修身、国語、算術、漢文、体操」で、「唱歌、手工、農業、商業」を加えることも可とされた。公学校における「裁縫」は第三学年から課され、時間数は各学年週全 27~28 時間中 3 時間のみであった。これは他の科目と比較して決して多いとは言えない。また、土地の状況によっては「裁縫」を欠いてもよい、または土地の状況によっては「刺繍」や「編物」等の「裁縫」以外の技芸科目を加えてもよいなどと規定されていることを見ても、女子の就学率が低い現状において、公学校教育ではこれらは重要科目とはみなされていなかったと思われる。明治 40 年には、6 年間の修業年限が土地の状況によっては 8 年或いは 4 年が可とされたが、これまでの課程と時間数に大きな変化はなかった。8 年制の公学校には理科・図画、及び男子に手工、農業、商業の一科目を加えるとされた<sup>68)</sup>。

1912年の公学校規則改正により 8 年制の公学校が廃止され、2 年制の実業科が設置された。これは日本国内で実業教育に力を入れ始めたことに鑑み、台湾でも実業教育の途を開くべく改正されたものであった。実業科は 6 年制の公学校卒業者或いはこれと同等以上の学力を有する者を対象とし、実業に関する簡易適切な教育を施すことを目的として農業、工業、商業の三科が設けられていたが、男子のみを対象とされていた。一方、6 年制の公学

校は設定された教科目はこれまでと大きな変化はないものの、男子に農業、商業のうち一科目を、女子に「裁縫及家事」が課され、時間数とその内容は大きく改正された。明治40年の改正時、裁縫は第三、四学年で週28時間中の3時間(11%)、第五、六学年で4時間(14%)のみ課され、その内容は第三学年の「運針法」から始まり「通常衣類の縫い方、繕い方」のみであったが、今回の改正では裁縫及家事は第五、六学年で週32時間中の7時間(22%)が充てられるようになり、第三学年の「簡易なる裁縫及び手芸」に加え第四学年から「家事実習」が課せられた。裁縫のみならず理科・家事を課すことになったのは、「児童の知能をして一層家庭及び社会と密接せしめて生活の實際に適合せしめんが為なれば、漫に理論に偏したる教授を為し、或いは不応不急の材料を用いしむるが如きは大に改正の趣旨に悖るものとす」という理由であった<sup>90</sup>。

### 第三節 「台湾教育令」による実業教育政策の重視と家政教育の進展

#### 1. 公学校における実業教育

1919年の台湾教育令発布の結果、公学校は原則として6年制と確定され、これまで公学校に併置されていた2年制の実業科が廃止されるとともに修業年限2年の公立簡易実業学校が併置されることになった。簡易実業学校は、公学校実業科をさらに完備し、台湾に最も適応する教育を施そうというものであり、新たに公布された台湾公立簡易実業学校官制と同規則にもとづいて運営された。簡易実業学校の教科目は修身、国語、算術、実業に関する科目とされ、実業に関する科目は農業、商業、工業、水産と分けられたのみで、女子を対象とする科目は設けられていなかった。

1920年9月の地方官官制改正によって、同10月1日より州制・市制・街庄制が実施されることになった。よって、台湾公学校規則が廃止され、従来の公学校はその所在地の市街庄又はその組合の設立とされた。大正10年4月に改正された台湾公学校規則によると、修行年限6年の公学校の教科目は修身、国語、算術、漢文、地理、理科、図画、実科(農業・商業・工業)、唱歌、体操、裁縫及家事であった。やはり実業はこれまでどおり男子のみに課され、地理と理科の新設のほか、国語や修身の時間数の増加、漢文の時間数の減少などといった変更があった。

1922年、改正台湾教育令の発布により、初等教育においても、台湾人で国語を理解し小学校に入学させても差し支えない者に限り小学校への入学を許可し、家事の都合上公学校への入学を希望する者に入学を認容するという、制限付きでの日台共学が認められた。即ち、初等教育では、台湾人・日本人の別を基準にしたこれまでの差別が廃止され、国語を常用するかしないかで小学校・公学校の区別がなされた。公学校の修業年限は6年を原則とし土地の状況により4年、3年も可とされ、2年制の高等科、補習科の設置も規定された。6年制公学校の教科目は、これまでどおり女子に「裁縫及家事」が課されたが、教授時間数は第三学年の週3時間が廃止され、第四学年でも1時間減って週2時間となり、第

五、六学年でも2時間減少の週5時間と改定された。同時に、「漢文」は随意科目に変更され、かわって「日本歴史」が新設され、「理科」や「地理」の時間数が増加するなどの変更があり、今回の改正では、家政科目の減少の一方で普通科目に比較的重点があてられるようになった。

今回の改定での最大の変化は、公学校に簡易実業学校を併置する制度が廃止され、新たに「台湾実業補習学校」の名称をもって独立することになったことである。これは台湾公立実業補習学校規則により、「小学校又は公学校の教科を卒たる者に対し職業に関する知識技能を授けると共に国民生活に須要なる教育を為すを以て本旨とす」と規定され、種類を農業、工業、商業、その他の職業とした。また、教育令改正により日台共学が実施され、公学校のほか小学校、実業学校にこれを併置することもできた。実業補習学校規則には初めて女子に対する規程も設けられ、女子は「修身、国語、数学、家事、裁縫及び職業に関する科目」を履修するよう定められた<sup>6)</sup>。

## 2. 高等女学校における普通教育と「実科」の設置

1919年1月4日、「台湾教育令」が發布され、これにより台湾における教育が法制度化されるに至った。この結果、4月1日には「台湾公立女子高等普通学校官制」が公布され、これに伴い附属女学校は「台湾公立台北女子高等普通学校」（台北女校）と改められ、正式に中等教育の資格が備えられた。また、彰化にも「公立彰化女子高等普通学校」が新設された。台北女校では新たに「師範科」が置かれ、公学校女子教員の養成が行なわれることになった。「台湾教育令」第十三条によると、「女子高等普通学校は女子に普通教育を施し、婦徳を養成し生活に有用なる知識技能を授くる所とす」とし、修業年限を3年とし、6年制の公学校を卒業した者或いはこれと同等以上の学力を有することを入学資格とする、と明確に定めた。

公立女子高等普通学校（普通科）の教科目は修身、国語、歴史、地理、算術、理科、家事、裁縫、手芸、図画、音楽、体操、随意科目の漢文、教育であった。その時間数は、まず「国語」の割合が比較的多く、第1学年の週31時間中10時間を占め、第二、三学年では7時間を占めた。その他の普通科目は週1～2時間程度であった。一方、圧倒的に多くの時間数を占めているのは「裁縫・手芸」、「理科・家事」であり、「裁縫・手芸」は週9～11時間、「理科・家事」は週2～4時間を占め、これらの家政科目は全体の35.5～48.4%を占めていた。これを見て分かるのは、台湾教育令によって整備された台湾人女子に対する教育は依然として家政科目に偏った教育が行なわれていたということである。

一方、「台湾教育令」の要旨には、台湾人に対する普通教育、特に女子教育を完全にするというと同時に、実業教育（この実業とは、商・工・農の他、女子に対する家政教育の意味が強い。）を重んじるということがあった。そのため、第十六条には「女子高等普通学校に実科を置き又は実科のみを置くことを得」と規定され、「台湾公立女子高等普通学校規則」第二条においても「実科を置きたる又は実科のみの公立女子高等普通学校に關す

る規定は別に之を定む」との規定が設けられていた。しかし、この実科を置く或いは実科のみを置く女子高等普通学校は実現を見ることはなかった<sup>(10)</sup>。

日本人女子については、大正6年9月、台湾総督府高等女学校が台北と台南に定められたが、大正8年4月1日には「台湾公立高等女学校官制」が公布され、地方税支弁の高等女学校を新設し、これに高等小学校を附置することが定められた。これによって設立されたのが台湾公立台北高等女学校と台湾公立台中高等女学校であった。公立高等女学校は「内地人（日本人）の女子に高等普通教育を施し、主として家政に関する知識技能を授くる」ことを目的とする、即ち実業を教学の中心としており、修業年限を2年とし、いわゆる「実科高等女学校」と呼ばれるものであった。

その後、地方制度改正によって中等学校が州に移管されるに至り、大正10年4月25日、従来の台湾総督府高等女学校官制が廃止され、新たに台湾公立高等女学校官制が発布された。これによって従来の台北、台南にあった台湾総督府高等女学校は4年制の公立高等女学校に変更され、これに及んで2年制実科高女である台北、台中の公立高女は修業年限4年の課程をも設置、いずれも台湾公立高等女学校規則に統一された。同規則の他、明治34年文部省令第四号高等女学校令施行規則の規定も準用されることになったが、2年制の高等女学校については日本国内における修業年限2年の実科高等女学校に関する規定を準用することになった<sup>(11)</sup>。

一方、台湾人を対象とする高等普通学校も州に移管されることとなり、同4月25日、高等普通学校官制改正が公布され、台北、彰化の公立女子高等普通学校はそれぞれ州立女子高等普通学校に改められ、台南に台南州立女子高等普通学校が新設された。

1922年2月6日、「台湾教育令」改正が発布され、これまで別系統とされていた台湾人と日本人の教育が制度的に統一され、中等学校以上では両者の共学が実施されることになった。修業年限等はすべて日本人を対象とした各学校、即ち日本国内の学制に準じて定められることになり、女子高等普通学校は廃止され、高等女学校となった。従って、台北州立高等普通学校は台北第三高等女学校と改称された。こうして高等女学校はすべて州立となり、台湾総督は土地の状況に応じて必要な高等女学校の設置を州に命じることができ、設立者が申請して総督府から認可を受け設置することもできた。

高等女学校は「女子に須要なる高等普通教育を為す」ことを目的とし、特に国民道徳の養成に力め婦徳の涵養に留意するものとされた。この時、高等女学校の教学内容は大きく変革することになった。即ち、「数学」、「歴史」、「理科」等の普通科目が教学の大半を占め、普通教育を中心とした教学が行なわれるようになったのである。教科目は「修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操、台湾語（随意）」であった。また土地の状況によっては「教育」、「法制」、「経済」、「手芸」、「実業」などの科目を加えることができた。この中で、「裁縫」は全学年に課されるが、教授時間数は計28時間中4時間を占めるのみとなり、「家事」は最終2学年にのみ課され1年目に2時間、2年目に4時間と設定され、これら家政科目は女子高等普通学校以前と比較して大幅に減少し

た。また、「家事」が独立して課されるのは初めてのことであった。そして、1919年と1922年の規則改正以降、「手芸」、「刺繍」、「造花」などは科目名ではなくなったり、選択科目になるなど、高等女学校の教学における技芸教育の要素が薄められていった。しかし、注意すべきなのは、「手芸」などの技芸科目に代わって新たに「家事」という家政科目が設置されたことである。比較的これらの科目の時間数が少ないとはいえ、その比重は全科目の中でもやはり週6時間の「国語科」に次ぐものであったから、家政教育は決して軽視されたわけではなかった。<sup>(12)</sup>

この時期を境に、高等女学校が各地に設置され始め、初等教育の就学者も増加してきた。同時に、台湾人女子の中等教育希望者も増加していった。ただ、台湾の教育制度が確立し、日・台の共学が実現したとはいえ、学費が高額であることや、日本語で一律に入試が行われるといったことが台湾人女子の進学を困難にしているというのが現実であった<sup>(13)</sup>。

1922年の改正でも、高等女学校には主として家政に関する学科を修めようとする者のために実科或いは実科のみを置く（実科高等女学校と称する）ことができることになっていた。実科高等女学校は入学資格が異なるに従い修業年限を2年、3年、4年と区別していた。修業年限4年及び3年の学科目は「修身、国語、歴史、地理、数学、理科、家事裁縫、図画、唱歌、実業、体操、台湾語（随意）」であり、修業年限2年は「修身、国語、数学、家事、裁縫、図画、唱歌、実業、体操、台湾語（随意）」であった。実科が高等女学校と異なるのは、毎学年の授業の総時数は計28時間と同じでありながら、「裁縫」の時間数が高等女学校の2倍以上の8時間或いは10時間を占めていたことである。また、設置は自由とされながらも、「実業」が正規の科目として加えられていることも特徴的であった。修業年限2年の実科は「歴史・地理」や「理科」といった普通科目が完全に切り捨てられ、その他普通科目の時間数も3、4年制のそれより比較的少なく、かわりに「裁縫」や「家事」の時間数が比較的多く設定されている。これを見ると、2年制実科高女は高等女学校のなかでも、より実業学校に近い要素を持つものであったことがわかる<sup>(14)</sup>。

第一次台湾教育令では、台湾人に対する実業教育が謳われたものの、女子高等普通学校において実科による実業教育が実現することはなかったが、今回の改正によって、台湾人も日本人と同じく実科高等女学校にて実業教育を受けることが可能となった。しかし、台湾で数少ない実科高女である台北第二高等女学校（もと台北公立高等女学校）と台中高等女学校は、1922年4月から実科を廃止しすべて普通科に変更されてしまった。よって、新教育令中に規定された、高等女学校における実業教育に関する規定はほとんど意味を持たないものとなり、州立高等女学校における実業（家政）教育は普通科の課程における週44～8時間の授業のみに頼ることになったのである。この理由については、第三章以降で考えてゆきたい。

### 3. 家政女学校における家政教育

家政教育は高等女学校の一部分にのみ存在したわけではなかった。1930年代から増加し

続けた家政女学校が台湾の女子中等教育における重要な役割を担っていたのである。ここでは、この家政女学校について制度上の沿革を見てみる。

家政女学校の創設は、実業学校ではなく、公学校に附設された補習教育機関に端を発する。先述のとおり、1907年公学校規則中改正において、本来は公学校の修業年限は6年であったが、土地の状況によっては8年或いは4年のものも設け得ることとなった。8年の課程を設ける際には、その教科書及び参考書は台湾小学校用図書の高等科二学年以下の範囲内で定めることとされ、教科目は「修身、国語、算術、漢文、唱歌、体操、理科、図画」の他、女子には「裁縫」が加えられていた。また、男子には「手工、農業、商業」の実業科目が課せられた。これは初等教育における実業教育の前身となるものであった。

1912年11月28日の公学校規則改正において、この8年制の公学校が廃止され、修業年限6年の公学校卒業者に対し、実業に関する簡易適切な教育を施すために2年制の実業科が設けられた。公学校の教科目中には手工及び図画、農業、商業とともに女子に対して「裁縫・家事」が課せられていたが、実業科の種類は農業、工業、商業で男子のみを対象とし、特に女子に向けた科は設けられていなかった。

1919年の台湾教育令によって台湾の実業教育に関する規程も整備された。実業教育を行う学校は実業学校と簡易実業学校とに分けられたが、簡易実業学校は公学校実業科を廃止しこれに改めたもので、各公学校に附設することを原則とするが独立校の新設も可、というものであった。ただ、この時の規程は、実業とは「農業・工業・商業・その他の実業」と表されただけであったのみならず、実際にも家政女学校の設立とは直接的な関わりはなかった。しかし、従来の公学校実業科とは大部分においてその趣を異にし、更に完備されるとともに土地の状況により学科を選択する自由が与えられた。また、例えば教授時間、教科目などもかなり自由に独自に決めることができ、ここですでに補習学校の性質を持つようになっていた。この規程がのちの家政女学校設置に繋がっていくものであることはここに見て取れる。

1922年2月6日の台湾教育令改正に伴い、3月31日、台湾公立学校官制が公布され、公学校に簡易実業学校を併置する制度が廃止され、新たに「実業補習学校」として独立することになった。実業補習学校は小学校又は公学校を修了した者を入学の対象としていたが、しかし、4月1日に発布された台湾公立公学校規則の第十四条では、公学校に幼稚園、盲啞学校、実業補習学校を併置することができるように、実業補習学校は依然として初等教育の延長線上或いは中等教育の下に置かれたのであった。ちなみに、1935年以前には実業補習学校は公学校のほか小学校、実業学校にも併置することができた。

公学校はそもそも街庄または数街庄において庁長の（1907年からは総督の）認可を受け設立されることになっていた。1920年の地方官官制改正によって州制・市制・街庄制が実施されることになった。これに伴い、1921年には公学校令が廃止され、従来の公学校はその校舎所在地の市街庄またはその組合の設立したものと見なされることになり、1922年の規則の第一条でも公学校が市街庄組合または街庄組合によって設立されるよう規定されて

いた。家政女学校が市または街庄組合によって設立されていったのは実業補習学校の前身である簡易実業学校が原則として公学校に附設されるものであったからである。1919年8月21日の公学校令中改正では、公学校に簡易実業学校を附置する際、入学者の関係上その費用は当該公学校費用中より支弁するとされており、公学校との密接さを示している。

この1922年の台湾公立学校官制では、従来の台湾実業学校、台湾公立実業学校、台湾公立簡易実業学校官制を廃止しこれに含めるとされ、4月1日、新たに台湾公立農業、工業、商業、実業補習学校規則が發布されたが、特に家政女学校を対象とした規則が制定されることはなかった。のちに家政女学校がこの中の台湾公立実業学校規則にもとづいて設立されていったのは明らかな事実であったが、この規則の内容を見てみても、第三条に「実業補習学校の種類は農業、工業、商業其他の職業に就き土地の状況に応じ適切なるものを選ふべし」との規程、或いは第十二条に女子に対する学科目についての規程があるのみで、「家政女学校」なる名称あるいは女子に対する実業教育の規程は特に明言されていなかった。ただ、これまで実業は男子のみに課せられていたが、この時から女子の履修が可能となり、女子についてはその実業科目の他、「家事」や「裁縫」といった科目が課せられた。しかし、その後も農業・工業・商業学校の規則に並ぶ家政女学校などの女子の実業教育機関に関する規則が設けられることはないまま、1935年4月1日、公立実業補習学校規則改正が發布された。ここでは、実業補習学校を小・公学校や実業学校のみでなく各種の学校や試験場等に併置することを可能とし、それは実業補習学校の普及や土地の状況に適切な教育を施すためであるといったことや、学校名はその学校の本旨を示す最も適当なものを附することなどが定められ、この時期から増加しつつあった家政女学校を意識させるものではあったが、依然として規程には明確に表されていなかった<sup>119)</sup>。

以上から分かるとおり、家政女学校は実業学校に関する規則中に農業・工業・商業学校と同列に並べて扱われることはなく、実業補習学校の種類として規定された「農業・工業・商業・其の他」のうち「其の他」の一部分に位置するものにすぎなかったのである。しかも実業補習学校は実業学校とは異なり、もともとは初等教育機関である公学校が、その卒業生を収容し補習教育を行うために附設した機関であり、修業年限も基本が2年と短く設定され、初等教育の延長とは言えても中等教育とはつかぬものであった。ただ、こうした条件にもかかわらず、家政女学校は初等教育を終えた女子の進学先として大変人気があった。後で述べてゆくが、その規模はともかく、校数と人気は当時の女子教育機関を高等女学校と二分しており、激しい進学競争に陥ることもしばしば見られるほどであった。

総じて、「家政女学校」という名称が法制上に明記されたことは統治期間中一度もなかった。つまり家政女学校を設立せよという植民地政府からの指示は全くなかったということである。また、実科高等女学校すら廃止して普通科に変更するなどしており、政府が女子の実業教育を行う意思があったのかどうか疑問である。ただ、台湾教育令發布当時の議論などを見る限りでは、その意思はおおいにあったように見受けられる。高等女学校では不足する要素は、私立女学校や家政女学校に任せていたのか、あるいは何らかの圧力によつ

て家政女学校に実科高女の役割を代行させていたのか。また、家政女学校が高等女学校規則中に設けられず、実業補習学校規則に従うものとされたのはなぜなのか。第三章以降で、こうした疑問点を解明すべく、家政女学校について詳しく見て行くことにする。

#### 第四節 皇民化政策下の家政教育

1933年12月12日、公学校規則中改正が発布された。ここでは、実業教育の徹底が図られ、これまで6年制公学校および高等科では、実業に関する教科目は男子のみに課することになっていたのが、女子にも課されることになった。また、「裁縫及家事」は6年制の公学校においては土地の状況により欠き得ることになっていたのが、今回より必ず設置される科目となった。

1935年には公立実業学校規則も大幅に改正された。ここでは「国民精神の涵養、公民的の教養、教育の実際化等の徹底を期する」ことを目的にこれまでの学科目が改められ、「家事裁縫」は学科の種類によっては他の職業に関する科目に換え得るとされた。この他、実業補習学校は小学校、公学校、実業補習学校にのみ併置し得ることになっていたが、今回、土地の状況に適切な教育を施すため、各種の学校又は試験場等に併置することが可能となった。

1933年、中学校規則の改正に伴い、高等女学校においても女子高等普通教育の徹底を図るため高等女学校規則が改正され、「法制及び経済」が廃止され公民科を必修にするなどの変更がなされた。また、実科高等女学校は1922年時点で廃止され、その後も設置されていないにも関わらず、規則中には実科に関する規程が設けられていた。

1941年に至り、台湾の実情に鑑み改正を加え、初等教育では小・公学校の別を廃し、国民学校令によることとした。日本国内では中学校令、高等女学校令、実業学校令を廃して中等学校令が制定され、1943年から実施されることになったため、台湾においてもこれに即応して台湾教育令を大幅に改正し、高等女学校、実業学校とも中等学校令に依ることとなった。まず、教育内容を刷新し、就業年限の短縮が図られた。中等学校全般において教科目は大きく「国民科」、「理数科」、「体操科」、「芸能科」と区分され、高等女学校においてはこれらに加えて特に「家政科」が重んじられた。

この1943年3月の「台湾公立高等学校規則」において定められた「家政科」は、第九条にあるように、その教学目标を「家政科は我が国家の意義を明にし皇国女子の任務を自覚せしむると共に家庭に於ける実務を習得せしめ勤労の習慣を養い主婦たり母たるの徳操を涵養するを以て要旨とす」とした。「家政科」は家政、育児、保健、被服の4科目を含み、総授業時数の約17%を占め、その他の科目では、修身、国語、国史、地理を含む「国民科」が各学年に約22~25%で、これが唯一「家政科」の時間数を上回るのみであった。そして、教科と教科外の行事、作業等、「学徒としての修練」の意義を教育上極めて重要なものとして組織化し、これを教科と同様に正課として女子に必修とした。この時期、植民地政府に

とって家政教育は皇民化政策の上で女子教育には欠かせないものであったことがわかる。

総じて、日本統治時期台湾における女子教育は、普通教育ではなく、技芸科目中心という家政教育の要素を以って始まった。女子の教育が普及し、普通教育がその中心となった1922年以降、家政教育は技芸中心ではなくなったものの「家事」などの実務的な内容に取って代わり存在し続け、終始にわたって教科科目中の多くの比率を占めていたのである<sup>(16)</sup>。

### 〈小結〉

植民地時期台湾の女子教育において、家政教育は終始その重要な一部分であり続けた。ただ、それは時期によって異なる意味を持っていた。まず、統治初期の女子教育では、法制上「手芸及び普通学科」を教授するとしたものの、実際の中身は「手芸」一色であった。

「手芸」とは即ち、裁縫、刺繍、造花、編物といった技芸教育であり、これはのちに見られるような、実際的な知識や技能を与える「家事」等とは少し異なるものであった。そこには、女子教育をどのように行い、普及していくかという統治者側の模索があった。

1919年の第一次台湾教育令発布から台湾人女子に対する教育は法的に整備され、本格的に女子教育が始まることになったが、教科目中に家政科目が全体の約三分の一を占め、依然として家政教育に偏っていた。また、その内容は、裁縫、手芸という技芸的なものを中心とすることに変わりはなかった。日本国内では実業教育を重視し始めたことから、台湾においても日本人向けに実科高等女学校が創られるようになったように、台湾における実業教育はこの時期以降の一つの課題であった。台湾人向けの高等女学校は彰化、台南にも新設され、今後の本格的な発展を期していた。

1922年、台湾教育令改正以降、日本人・台湾人の共学が実現するとともに、本格的に普通教育を中心とした教学が行われるようになり、家政科目の割合は減少した。しかし、「裁縫」の時間数は減ったものの、「法制」や「経済」の新設、「家事科」と「理科」の独立などの変更があり、これは今までの家政教育の中心であった技芸ではなく、家事における実用が考慮された結果であった。一方で、規則中に明確に規定されていたはずの実科高等女学校はこの時期を境に姿を消した。

1933年の高等女学校規則改正以降は、時局に伴い、物資動員と人員動員の意味から日本国民精神の陶冶と女子の家庭における実務が重視され、家政教育は依然として教科目中に大きな位置を占め続けた。特に皇民化政策下では女子にとって家政教育は最も重んじられる課目として扱われ、教科のみならず課外における家政を必修とした。

公学校では、女子の入学希望者の増加に合わせて「裁縫」の科目が設けられたものの、就学率の低さや女子教員の不足もあって、家政教育は応急的なものであり、あまり重視されなかった。統治初期の公学校女子教育では国語を中心とした普通教育に重点が置かれ、家政教育は大正に入って日本国内の実業教育重視に合わせて初めて重視されるようになったものの、台湾教育令改正からは再び普通教育が中心となり、家政の授業時間数は減少した。しかし、専門に実業教育を行う簡易実業学校の併設、公学校高等科の設置、更には実

業補習学校の独立など、初等教育レベルにおける実業教育は革新され続けていた。特に、第二次台湾教育令の実業補習学校の設置では、実業に男子のみという規程がなくなった。

そして1930年代に至り、実業補習学校規則にもとづいて家政女学校が設立されるようになった。家政女学校は入学希望者も多く、台湾の女子教育を高等女学校と二分する様相すら見せた。ただ、この家政教育機関は規則中にその設置が明確に規定されていたわけではなかった。実業補習学校の前身である簡易実業学校は公学校の延長線上にある補習教育であったから、家政女学校は公学校と同じく市、街、庄または街庄組合によって設立され、修業年限も短く、法制上で見ると、州立高等女学校のような中等教育とは言えぬものであった。

【註】

- (1) 游鑑明『日據時期臺灣的女子教育』、14～28頁。
- (2) 臺灣教育会『臺灣教育沿革誌』、昭和14年度初版、709・710頁。
- (3) 同上書714～721頁。
- (4) 山本禮子『植民地台湾の高等女学校研究』、多賀出版、1999年、68頁。
- (5) 游鑑明『日據時期臺灣的女子教育』、143～165頁。
- (6) 『臺灣教育沿革誌』、247・248頁。
- (7) 同上書、278～288頁。
- (8) 同上書、288～322頁。
- (9) 同上書、326～386頁。
- (10) 同上書、826～840頁。
- (11) 同上書、840頁。
- (12) 同上書、842～864頁。
- (13) 游鑑明前掲書、143～165頁。
- (14) 『臺灣教育沿革誌』、862～864頁。
- (15) 同上書、889～904頁。
- (16) 同上書、386～388、867～868、908～910頁；『台湾時報』1943年4月、26～31頁。

### 第三章 家政女学校設立とその概況

第二章で見てきたように、1919年の「台湾教育令」において、初めて台湾人女子の実業教育に関する規程が設けられた。しかし、女子高等普通学校（台湾人を対象とする）に実業を専門とする学科が設けられたことは一度もなかった。一方、日本人女子を対象とした実科高等女学校として台湾に初めて設置された公立台北高等女学校（のちの台北第二高女）と台中高等女学校は、いずれも1922年には普通科に変更され、このとき日台共学を趣旨とする「改正台湾教育令」に伴い発布された「高等女学校規則」に実科に関する規程が設けられたにも関わらず、台湾に実業教育を専門に施す高等女学校はなくなってしまった。

後で述べるように、1930年代中盤以降、実業補習学校規則にもとづく家政女学校が陸續と設置されていくが、これは私立或いは市立、街庄組合によって創設されたものであった。植民地政府は、一体台湾に女子に実業教育を行おうという確固たるものがあつたのであろうか。規則中に規程を設けておきながら実行しようとしなかつたのはどういうことか。本章では、家政女学校設立の経過を追いながら、その学校設立の詳しい背景を述べるとともに、台湾において家政(実業)教育の実施がどう捉えられていたのかを考察する。

#### 第一節 家政女学校設立の議論と女子教育

台湾の一般社会において女子の家政教育や家政学校の設立はどのように捉えられていたのであろうか。

台湾で最も早く女子の実業教育機関が設置され、女子への家政教育が始まつた1920年代は、家庭と女子に対する教育が頻繁に議論された時期であつた。

まずその大きな議論の一つは、「家庭生活の改善」、即ち衣食住を簡易化し、家庭に於ける主婦の仕事を減らして経済的且つ合理的な生活を築くべしというものである。これまでの家事労働では、例えば衣服の仕立て代が高く、洗い張りに手間がかかったり、室内の掃除に労力を使いすぎていたが、これをもっと短時間で簡単に行うよう改善せよというのであつた。また、家庭はこれまで封建時代の名残から家長を中心とする一つの小さな領土と見なされていたが、これを改め、これからは家庭を社会の一部分とし、金銭や物資の経済的使用法を大いに考慮すべきことや、家事労働の評価を高め、尊重し、主婦のみならず家族全員が参加するように改革すべしという意見もみられた<sup>10)</sup>。その他、社会の改造にはまず子供を教育する女性の力が重要であるとし、家庭生活を簡易化し、子供に充分に力を注ぐことが必要であり、まずそれには衣服の簡易化から出発せねばならないとする議論もあつた<sup>11)</sup>。

この時期の議論のもう一つの特徴は、これまでの女子教育のあり方に対する批判と、女子が実際的な技術を身に付けることの重要性が説かれたことである。そして実際的技術というのは、裁縫や家政の技能を指した。即ち、これまでの高等女学校に於ける普通教育は、

知識階級の女性を排出したが、これらの中に失業者を続出しており、実際生活には無価値であることが指摘された。そして、今度は洋服の裁縫を取り入れ実際に役立つ教育を行い、婦人の今後の経済独立の一助となし女性の社会的地位を高めていくべきといった意見や、高等女学校において、普通教育を受けた上で、1、2カ年の家政科又は補習科を並置し、家政及び女子としての一技一芸と、妻たり母たるべき者の思想的背景や精神的訓練を授けることが女子を一人前の人間としてつくる上に必要べからざることであるといった意見がみられた<sup>9)</sup>。

このように、1920年代には、旧慣的生活の打破、衣食住の簡易化、特に衣服の研究の必要性が認められ、近代的家庭への改善が叫ばれるとともに、女子への家政教育の重要性も意識され始めた。こうした傾向は1930年代に入っても続き、一般社会でもこの考え方が広く受け容れられ始めた。これは1932年には婦人毎日新聞が婦人文化講演会を主催し、台北・基隆・新竹にて「生活合理化と母性愛」、「良妻賢母主義と近代婦人」、「1932年の婦毎の新運動」などと題する講演を行ったところ、各地で大歓迎を受け、全島で1万8000人もの会員を得て大成功を収めたことや、1933年3月には愛国婦人会台中部主催の「生活改善展覧会」が行なわれたが、入場者は5日間で56,800名に達する好成績を呈したことからわかるとおりである<sup>10)</sup>。1930年代前半の議論は、これまでの議論に加えて、主婦が読書や趣味によって自己を陶冶したり、家事・教育を研究することや、家庭の中に閉じこもり外界を遮断していた習慣を改善し、知識を持ち、社会の情勢と社会に於ける自己の立場を認識するよう務めることが提唱された。そして、家庭生活の改善とともに女性の社会進出を促す議論も見られ、家庭と職業とを上手に両立させるための提案もなされた<sup>11)</sup>。

家政女学校の設立が頻繁に見られるようになる1930年代後半以降の議論も、衣食住の簡易化を唱えるこの傾向は変わらなかったが、それがいっそう強調されるとともに、非常時に際しての「銃後の母」の任務として、特に物資動員方面における家庭婦人の役割が強く叫ばれるようになった<sup>12)</sup>。またこの当時の家政教育は、皇民化の風潮と相俟って、これまでの良妻賢母育成などの教学理念とその重要性がいっそう強調されるようになった。例えば、1936年、雑誌『台湾教育』では「人生的態度啓蒙の家事科」、「裁縫学習帳による実際化」といった特集が組まれ、「女子は生活の全部が家事科に含まれると云っても過言ではない」、「家事科は女性として科学的にすべてを統一する力を養うことに於て、亦重大なる使命を持っておるが故に…」といった記事が見られ、その内容は訓育的なものであった。また、1935年7月には「全島高等女学校家事研究会」なるものが開催されている<sup>13)</sup>。この他、当時の「台湾公立実業補習学校規程」の中でも、それが商業・農業・工業学校のいずれであるかを問わず、女子に対してのみ家事・裁縫の科目を加える規程があった<sup>14)</sup>。

またこの当時には、専門学校卒や職業婦人が花嫁として望まれる傾向もあらわれた。それは、事変で女性に対する認識が変わり、万一の場合、その専門的知識・技能が役に立つ、つまり共稼ぎも可能だという考え方によるものであった。そして、これまでの職業婦人は、自分達が先端的であるとして、結婚後必ずしも良妻とはなり得ない一つの傾向を持ったが、

この時代には多くの職業婦人が家庭においても立派に妻・母としての任務を果たすことが出来るようになった結果、評価に変化が生じたのだとする意見があったことは、この時期の女子教育の成果として注目に値する<sup>(9)</sup>。

1940年代に入ると、職業婦人に対して主婦教育が行われたり、婦人は家庭に帰れといった世論が目立つようになった。事変の勃発以来、平時には比較できぬ程の多くの婦人が街頭に動員され活動している現状を見て、もしこのために家を守ることがなくなったらそれは非難されるべきであると指摘し、これらの職業婦人に対して家庭を第一にせよ、と提唱する議論であった<sup>(10)</sup>。1940年以降家政女学校の設置が特に頻繁に見られたが、その要因の一つとして以上の背景意図の関連も考えられる。またこの頃の家政女学校等の実業補習学校設置の理念は、皇民化政策の一環としての色彩をつよく帯びたものもあった。例えば1940年に高雄州潮州郡に設置された潮州淑徳女学校は、「台湾統治の根幹を為す皇民化の徹底を図るには本島人女子教育の振興こそ最も適切なものである」とし、そのためには上級学校に学ばせるよりはむしろ実際の技術を養成するべきであるとの見地から設置が決定されたものであった<sup>(11)</sup>。

台湾における女子教育が普及しつつあった当時、高等女学校への進学希望者も増加してきており、このため激しい進学競争による入学難の現象が起きていた。そこへ私立学校や実業学校は初等教育を終えた子女に一つの進路を与えることになった。そのため、各街庄の有志たちは実業学校の設置をそれぞれの当局に積極的に請願した。即ち、公立家政女学校などの実業補習学校の設置は、一つの要因として、子女の入学難を解消することを目的として各地有志の要求に応じて設置されたのであった<sup>(12)</sup>。

しかし、激しい進学競争はこれで収まるものではなかった。例えば前にも触れたように、1937年4月、入学難の緩和を市民から期待されながら開校した台北市立家政女学校は、募集人員100名に対し300名もの応募が殺到し、「市民が如何にこの種の実科の女学校を熱望しているかをよく裏書しており、入学難緩和の一策として設立された同校にまたしても受験難が付きまとうという現象」であった<sup>(13)</sup>。また、入学試験は高等女学校と同じく、日本人・台湾人も一律に行われ、これは語学面から言って台湾人にとって不利であったことは想像に難くない。その実、市立家女の入学者数は日本人が圧倒的に多くなっていた<sup>(14)</sup>。

また、以上のことから判るように、家政女学校は単なる実業補習教育機関としてのみならず、高等女学校と同じく、女子に対する一つの中等教育機関としての役割が求められていた。それは当時の議論からも見て取れる。例えば、1939年、台中州南投街において、女子を対象とした中等教育機関として南投・上寮・名間の街庄組合立家政女学校の設立が関係有力者によって州当局に陳情された。このことについて、「本郷に於ても年々小公学校卒業生多くなり家事上の都合で上級学校に入学し得ず可惜有為の青年を教育し得ざるを遺憾とし本街発展の為にも将亦国家の中堅人物養成上よりも家政女学校に限らず中等学校設立を熾烈に要望し。」という言論が見られ<sup>(15)</sup>、ここでは家政女学校が中等学校と同等のものともみなされている。また同年、実科女学校と高等女学校の科目の統合一元化論が有力に唱え

られたこともあった<sup>16)</sup>。更に、先述した台北市立家政女学校も、「中産階級の花嫁学校」として創設されたが、授業料が安く、修業年限も長すぎず、名称がとにかく「女学校」であるということから、高等女学校と並んで入学難の事態に陥るという状況があった<sup>(17)</sup>。つまり、これら家政女学校の設置によって、上流・中産階級に関らずより多くの子女が中等教育を受ける機会を得られるものとされていたのである。

## 第二節 1920年代家政女学校の出現

台湾人を対象とする公立実科高女は実現に至らなかったが、法制上に実業教育の規定が明確に規定されていることからわかるとおり、台湾における実業教育の必要性は強く意識されていた。

この社会的要求を満たすべく、まず職業学校設置に動いたのは、行政を担っていた当局ではなく、一私設団体「愛国婦人会台湾支部」であった。愛国婦人会とは、日本国内において出征兵士・傷病兵の慰問や軍人遺族の援護を目的として、奥村五百子が旧藩主・小笠原長生、近衛篤磨など政界・軍部上層の援助を得て、1901年、東京に設立した婦人団体であった。

愛国婦人会は政治家の大きな支持を得ていたことから、国防的見地からの役割が期待されるとともに、上からの組織化が行われ、東京の上流婦人層をはじめ全国の地方官僚夫人で幹部が構成されていた。そして、この全国的拡張の一環として台湾にも支部が設置されたのであった。この愛国婦人会は、軍人又は軍属にして戦死、若しくは台湾山地において戦死した者、又は疾病を患い死亡した者の遺族を対象に救護事業を行うことなどを目的として掲げ、台湾の植民地としての現況の需要に対応した独自の性格を持っていた。その救援活動の一つが、授産事業であった。ただ、この授産事業は、台湾支部の理念上、「蛮地討伐」の後援の一端であり、援助の対象も「討蕃防蕃」に協力した台湾人の遺族子女と想定されていたのであるが、設置に関しては遺族であるなしは関係なく、「生活程度の最も低き本島人家庭に於ける女子に技芸を授けて自活の道を得しめ、其境遇救済改善の効果を挙げん」という意図で準備が進められた。そして、大正5年1月7日に定められた台湾支部附属本島女子授産場規程において「本島女子に家庭的産業を授け傍ら国語普及の目的を以て本島内適當の箇所に授産場を設置す」と定められているように、授産の内容は裁縫手芸等の技芸にとどまらず国語、更には修身や算数も含まれていた。また、修業年限を1年とし、入学資格を小・公学校卒業もしくはこれと同等の者と規定しているところを見ると、もはや「生活程度の低い本島女子」に職業訓練を施すようなどころではなく、すでに女子中等教育機関に近いものであったことが伺われる。(当時、台湾の女子の就学率は5%にも満たず、公学校に入るということは比較的生活程度の高い家庭の子女であることを意味した。)そして、多くの女子が高等女学校などの上級学校への進学を目標としてこの授産場への入学を希望していた。また、彼女らは授産よりもむしろ国語習得を望んでいたり、就職を要求し

たりするようになってきていた。そこで、この授産場を拡張・昇格し、私立学校の組織に改めようという企画に乗り出したのであった。

1919年10月には大稻程・艋舺・士林の3箇所に置かれていた授産場の廃止と私立女子職業学校の設置を決定し、1920年には支部長下村ふみ子が設立者として私立学校設立願を総督府に提出、4月9日に認可された。その設置目的としては、引き続き「討蕃防蕃に参加した警察官の遺族」に授産を行い、教養を与えることが基本であったが、それとともに「数年来婦人間に勃興しつつある職業観念の発達に伴い往々にして要求されていた、台湾に於ける完全な職業学校の設置を実現し、婦人に職業を授ける」ことが主要目標として掲げられた。そのため、遺族には特に授業料免除、材料補給等の便宜がなされたが、それ以外にも台湾人からは学費をとらないという配慮も行い、日本人、台湾人ともに広く全島に募集した。入学資格は年齢12歳以上、日本人は尋常小学校卒業またはこれと同等以上の学力を有する者、台湾人は公学校第四学年修了以上の学力を有する者とし、修業年限を2年と定め、1学年100名を定員とした。学科は商業科、手芸科に分かれ、手芸科は裁縫専科教員たり得べき学力を養成し、商業科は銀行又は会社の婦人事務員たり得べき学力を養成するとしていた。この他、共通の科目としては修身・国語・算術・裁縫及手芸、台湾語が課せられていることからわかるように、2年制の「実科高等女学校」の形式を整えつつあった。ただ、週33時間中技芸科の生徒は裁縫及び手芸を23時間履修し、商業科は商業を18時間履修するとあるように、実科高等女学校よりも実業科目の時間が圧倒的に多くなっている点が異なっていた。しかし、この時点では、台湾教育令によって「専門学校及師範学校は官立とし公学校高等普通学校及女子高等普通学校は官立又は公立とす」と規定されていたことから、この私立女職が「実科高女」に分類されることはあり得なかった。

1922年の台湾教育令改正の後には、6月27日発布の「私立学校規則」第四条「私人にして中学校・高等女学校又は専門学校を設立せむとするときは…財団法人を設立すべし」に従い、学校を法人組織とし「私立台北女子職業学校」と改名した。そして、これを機会に学校を台湾支部と分離し、一切の事務を校長の裁断に任せることになった。また、「商業科は特設の必要なき、むしろ裁縫科に程度を高める必要あり」として、商業科と補習科を廃し裁縫科のみに力を入れることになった。よって、改正された学則では、「本校は婦徳の涵養に留意して女子に日常生活に必要な知識技能を授け兼て職業教育を施すを以て目的とす」と規定され、学科目は[史料2]のようになった。ここでは、裁縫・手芸が1学年19時間とかなりの時間数を占めているが、これまでになかった図画、音楽、体操などの科目が加わっている。この時期には、私立学校は「私立学校規則」第二条において、高等女学校および台湾公立高等女学校規則、もしくは台湾公立実業学校規則の規定に準用することができることになっていたが、台北女職は「実科高等女学校に類するもの」として認可された。のちに設置されてゆく家政女学校のほとんどが「実業補習学校」或いは「実業補習学校に類するもの」であったから、台北女職は台湾唯一の実科高等女学校であった。

1924年に校長が「せつかく習得した裁縫手芸を以て多方面に就職希望の傾向を一掃し、

裁縫手芸によって自活し得る実力を養成し、従来多岐にわたる科目を専門的にし裁縫専科教員たるの資格を與ふる認定学校たらしめたい」という更なる内容改善への希望を述べているように、この私立女子職業学校の設置は本格的な女子の専門的実業教育の先がけとなった<sup>(18)</sup>。

この他、1920年代には私設による講習会や研究所が設立され、台湾一般の女子を集めて裁縫の講習をおこなった。学校組織に類似するものには、月刊『民俗台湾』に台湾式礼服の研究を連載するなどの活動をしていた裁縫研究家吉見まつよによるファロス和洋裁縫研究所があった。これは1930年に私立吉見裁縫学院として台北州に正式に認可された。この他にも、仏教信仰者王兆麟が創設した台南家政裁縫講習会があった。<sup>(19)</sup>

さて、実業教育に関する規定が定められていたにも関わらず、1920年代に設置された女子の実業学校は、私立台北女職の他には以上述べた私設の学校が存在したのみで、それから1930年代中盤に至るまではほとんど設置されることがなかった。ここでは女子の実業教育はどのように考えられていたのであろうか。

### 第三節 1930年代家政女学校の増加

#### 1. 設置の経緯

公立・私立ともに実業学校、特に家政学校が本格的に出現・増加し始めるのは1930年代中盤からのことである。まず、1934年にやはり私立の『実業補習学校』に類せらる」とする台南家政女学院が創設された。これは、先述の1929年に始まった台南家政裁縫講習会をその前身としていた。台南家政女学院は私立学校規則第二条にもとづいて公立実業補習学校に準じてされ、入学資格を尋常小学校或いは公学校卒、修業年限を高等女学校より1年短い3年とした。当初は狭いバラック校舎で授業を開始したが、翌年には敷地を隣接地約5000坪に拡張し新校舎を建築する計画を企て、後援会を組織し、総工費約50000円の経費で着工、増加する生徒数に対応して施設を完全に整えようとした。台南家女は開校当初から台湾人の入学者数が圧倒的に多く、初年度には50人、次年度は32人、4年目からは80人を超えていたが、日本人は毎年10人にも満たなかった<sup>(20)</sup>。

台南ではこの他、1934年4月、初の公立実業補習学校である台南市立女子技芸学校と嘉義市立女子技芸学校が新設された。後者は嘉義女子技芸講習会をその前身とするが、州共栄会嘉義支会を名義とし、元共栄会支会立技芸講習所修了生をも収容し、「嘉義市内女子小・公学校卒業生の最補習教育の必要から」設置されたものであった。この2校は「台湾公立実業補習学校規則」にもとづき、入学資格を公学校・小学校卒業、修業年限を3ヵ年とし、台南技芸は家庭主婦の養成を目的とし、日常生活に必要な技芸を授けることを目標としており、嘉義技芸は家事一般にわたって教授することを目標としていた<sup>(21)</sup>。

入学者数を見てみると、嘉義技芸の場合、以上の背景から、若干の台湾人の入学者数があるものの、日本人がその大多数を占めていた。一方、台南技芸は1937年に台湾人5人が

入学するまでは日本人学生しかおらず、先述の私立台南家政女学院と全く逆の現象が起きていた。この日本人と台湾人の入学率を見れば、台湾人が公立の学校に入るのが難しかったことがわかる。もともと普通の公立高等女学校でこういった現象が起きていたが、その未進学者の受け皿となるはずの家政学校ですらこのような有様であった。

こうした状況は台南よりむしろ台北で激しかった。1934年、私立台北静修女学校に「家庭生活に必要な学業を十分に習得せしめ兼ねて婦徳を涵養することを目的」とする特別科が新設された。この学校はもともと普通科のみであったので、私立学校規則によれば高等女学校に類せられるが、特別科は内容をほぼ実科の形式とし、家事・手芸・裁縫を主とした3ヵ年制とされた。「公学校は上級学校希望者が少なく、また不合格でも各校に附設されている高等科に入ればよいが、小学校の場合はそうはいかないので」と、この当時社会問題となっていた中等学校への入学難の緩和策の一つとして設置されたのであった<sup>(22)</sup>。

1934年には中等学校への入学難が頻繁に議論され、各地でこの対策としての学校設立や学級増加の陳情が起き、この中で、実業学校の増設や私立学校の改革を要求する意見も度々見られるようになった<sup>(23)</sup>。そして、1935年には全島私立学校の内容改革の気運が高まり、4月には学制が改革されるに至った。これによって、私立女職、台南家女、静修女ら各私立学校はその内容が一新されることとなった。私立女子職業学校は、校舎を樺山町に新築し、校名を私立愛国高等技芸女学校と改称し、1学級3ヵ年制を2学級4ヵ年制に変更するなどの改革がなされ、「内外とも女子技芸学校として申し分ないもの」となった。また台南家政女学院では、校舎の拡張と施設の増加、4ヵ年制の専攻科の設置が決定された。そして、従来問題とされていた学校経営について、今後は財団法人を組織して州当局の指導監督を充実させるという方針の決定がなされた。この他、静修女学校では1934年に設立された特別科を「家政科」と改称して実科高等女学校の形式を採ることになった<sup>(24)</sup>。

台中でも台湾教育令発布ののち、実業教育の機運が高まり、公学校に次々と実業補習学校が附設されていった。台中は農村地帯が大部分を占めていたことから、中堅農村青年を養成すべく農業学校の設置が盛んであった。この流れを受けて1935年に南投郡草屯農業家政専修学校、1937年に員林家政女学院が設置された。

草屯農業家政専修学校はその前身を1932年に草屯公学校内に設けられた草屯中堅青年養成所とし、李昌期の寄付金2万円をもって創設された。内部は農業科と家政科に分かれ、農業科は元養成所を使用し家政科は公学校の一角にて授業を行った。農村地帯の小・公学校卒業生を対象としたため、若干少なめの30人を定員としていたが、入学者の9割が台湾人であった。

台中州の女子の就学率は23%強と、男子の59%と比べて著しく低率であったため、「教育の真の徹底は家庭に俟つべきを稽へ」女子教育の促進を急務としていた。その中で、員林郡は1933年、員林女子公学校を設立したが、まだまだ「女子教育は向上の途上にあり」、「一段と努力を要する」状況であった。そして、数年前から員林街民によって家政学校の設立が熱望され、1935年4月に街協議会懇談会席上で設置を決定、実行委員会を組織して

台南や草屯の家政学校を調査し、1936年の開校日と住所、経費など具体案を作り、懇談会にて発表したところ、郡当局も援助を決め、本格的な設立請願運動を行った。

その後、1936年3月の開校は実現せず、更に陳情・訪問を繰り返し、1937年3月ようやく設立に至った。実業補習学校規則では実業補習学校は公学校に併置することが出来たので、校舎は員林女子公学校が充てられた。草屯家政の設立団体は草屯庄であり、員林家政は員林街によった。この台中における二つの家政学校は全島で初めての街庄立家政女学校となった<sup>(25)</sup>。

1935年には、台中市の入学難緩和の一策として、台中市立家政女学校が設立され、各学年50名、計150名を収容することとなった。この台中家女は「実業補習学校規則」によるもので、内地の実科高等女学校に準じた3ヵ年制であり、小学校又は6年制公学校卒業を入学資格とし、家庭の事情で高等女学校に入学できない女子のための短期の教育機関という計画が持たれた。また卒業後は家庭主婦、職員として恥じない実力を養成することを目的としていた。

経費は第一年次で約2万6千円及び中学会の特別寄付約1万円を建築費及び經常費に充て、三ヵ年で約5万円を要した。職員の給料等は全て州から支出されることになっていた。初年度校長は市内の中等学校から招き兼任とし、1名は嘱託であった。授業科目は12科目で、週の全授業時間33時間のうち、特に裁縫、手芸に重きが置かれ、手芸は第一学年に13時間、第二学年に14時間が課され、第三学年には図案に17時間を配分するなど「卒業後に役立つよう」な課程が設定されていた。「上級生は市内呉服店等とも連絡を取り、如何なる高級の衣服でも仕立てる迄に教養する方針」であった。

1935年4月の募集時では早くも志願者が殺到し、150人の定員に対し240人の出願があった。そのため学級増加の要望が高まり、次年度以降の更なる志願者増加を見込んで州当局も学級増加を決定し、1学年100人を募集することになった<sup>(26)</sup>。

中等学校の入学難は台北市でも深刻であったが、数年前から計画されながら予算その他の原因で実現されなかった台北市立家政女学校は、1937年4月ようやく許可が下りた。校長は州教育課から招き、3人の専任教師に2人の専任嘱託、更に市内の女学校からも2人が嘱託された。週の授業時間数33時間中、家事、裁縫を15時間とり、「日常生活に必要な」珠算や、生花、園芸、茶道などの科目を揃え、「実科というよりもむしろ花嫁学校」というような形式・内容を持ち、卒業後すぐに家庭で役立つ婦人を養成することを目標としていた。12,890円の經常費で認可を得て開校されたものの、校舎は未完成であり、新校舎ができるまでは移転後の第三高女を使用することになり、また開校当初は市内の小学校の教室を使用するといった準備不足のままの状態が開校された。そして、家事・裁縫・生花などを教学の中心とし、卒業してもすぐに家庭に役立つ婦人を養成することを目的とした。1学年100人の生徒を募集したが、開校当時、高等女学校への入学競争激化の真っ最中であったこともあり、出願状況は「市教育課の連中を呆然たらしめ」る程の好況ぶりであった<sup>(27)</sup>。

この他台中では1938年、豊原街外四庄組合による豊原家政女学校の設立が認可され、

1939年に開校された。1940年にも大甲郡大甲街外二庄の街庄組合立大甲家政女学校が認可・設立され、1942年の北斗郡北斗街組合による北斗家女、1943年の能高郡埔里街外一庄組合による埔里家女というように、街庄組合立の家政女学校の設立が相次いだ<sup>(29)</sup>。

この現象は新竹、高雄、台南など他州でも見られ、特に台南では1938年に街庄組合による東石実践女学校、北港実践女学校、曾文家政女学校、1940年には斗六家女、新営家女、虎尾家女、1941年には北門家女と、この数年間に街庄組合による家政女学校が次々と設置されて行き、1940年の一連の新設によって州下の女子教育施設は完全に整備された<sup>(30)</sup>。この時期になると、私立の家政女学校の新設はほとんど見られず、街庄組合立によるものが増加していった。員林の例でもあったように、これら街庄組合立の家政女学校のほとんどが、地域の人材育成・中堅人物養成を望む街庄民の熱烈な要望によって実現したのであった。

この他、1938年の基隆家政女学校、1940年の新竹家政女学校のように、設立当初は私立として始まったが、この時期に至り市立に「昇格」する場合も現われた。

基隆家政女学校の前身は私立基隆技芸女学校であった。港町である基隆は、海運事業と漁業従事者の多い地域であったことと、「時勢の進運に伴ひ子女教養上にも人は人として相当の教養を授ける必要がある。而して既に学校を卒へ又は家庭にある人達のためとすれば、勢ひ婦女の手に適當の職業か又は裁縫業を選ぶにあり」と、入船長付近の婦女子に網の修繕或いは網縫い、釣り針結びなどに従事させ、男子の補助業に就かせたことがあった。

その後、方面委員会においてこれを一步進めて、社会教化事業を行おうという議論になり、台北州当局より若干の補助金を得、1930年2月に和洋裁縫講習所を設立し、哨船頭明照寺にて授業を行った。一年後、会を終了するにあたって、教師中村キクエは折角第一歩の基礎学に手を染めたばかりのところ閉鎖するのに偲びず、引き続き授業を行っていたが、のち民間団体である基隆婦人会が決起、これを自らの事業として引き継ぎ、1931年5月、基隆裁縫講習所として、基隆神社境内に校舎を借り、基隆夜学校との二部式利用法にて授業を行った。これが1936年、基隆技芸女学校となった。このときの創設者は石坂莊作といい、基隆夜学校や基隆婦人会を主催したり石坂文庫を創設するなど、この地域の社会教化事業に貢献した人物であった<sup>(31)</sup>。

台湾東部では家政学校の設立はほとんど見られなかった。唯一、1941年に花蓮港市内に市立家政女学校が1校出来たのみで、私立、街庄組合立の家政女学校は全く設置されなかった。台東には高等女学校は設置されていたが、家政学校は設置されることはなかった<sup>(32)</sup>。

これら設置の経緯から分かるとおり、家政学校はまず1920年代の初めに私立の実業教育機関として設置され、1930年代半ばより各市当局による設置・運営が行なわれるようになった[表1]。そこには、実業教育の必要性を唱える議論、私立学校の改革を唱える風潮や中等学校の入学難など、様々な社会的背景が存在した。1930年代後期になると、各地街庄民によってその設立が熱望され、街庄組合立の家政女学校が急激に増加していった。このように、女子の家政教育機関の設置は常に台湾の一般社会に要求され続け、半ばそれに応え

る形で設置される傾向があった。

## 2. 家政女学校の経営

以下、家政女学校の設置に関してもう少し詳しく見ていくことにする。

家政女学校の経営については、市立、街庄立、街庄組合立とも最終的には州知事が認可することになっていた。

街庄組合の場合、1920年9月1日、地方官官制改正が実施され、10月1日から州制・市制・街庄制が実施されることになり、公学校がその校舎所在地の市街庄又はその組合の設立したものと見なされることになったのが初めであった。

員林郡員林街外八街庄家政女学校組合の場合を例に挙げてみる[史料 1]。組合会が議長及び組合会議員を以って組織され、議長は組合の管理者が担った。議員定数は18人で、各街庄から2人を配当する。この2人の議員のうち半数は、その街、庄別に協議会員中の被選挙権を持つ者の中から協議会員がこれを選挙で選び、残りの半数は、「街庄協議会員任命の例に依り」協議会員中の被選挙権を持つ者の中から任命された。この時、街庄長も協議会員となるための被選挙権を持った。組合会議員は名誉職（給料を取らない）で、任期は4年、助役、会計を置いていた。

組合の経常費は、組合の財産、その他の収入を充て、更に不足の時は、その家政女学校における各街庄在住の生徒数の割合によって各街庄が分賦することになっていた(32)。

次に入学者について述べる。上述の家政学校設置の経緯でも少しずつ触れているが、これらをまとめ、表にしてみると、次のことがわかる[表 2]。まず、市立家政女学校への入学者数の大半は日本人によって占められ、街庄立、街庄組合立は台湾人が大半を占めるといった傾向があったことである。次に、台北州下の家政女学校には私立と市立しかなかったため、日本人学生を中心としていたが、台中、台南の家政女学校のほとんどが台湾人学生を中心とする街庄立、街庄組合立であるという大きな地域差が存在したことである。この当時、州立高等女学校は家庭背景に恵まれた日本人女子の主要な中等教育機関であり、台湾人が入学するには家庭や能力などによほどの優れた条件を必要とし、多くの台湾女子にとって難関であった。一方で、台湾における就学者の増加や、それに伴う進学熱の高まりがあり、各地で激しい進学競争が起きていた。そこで、市立の家政女学校はこの入学難を解消する目的で設立されたのであった。しかし、入学者数を見る限り、ここでも問題は解決せず、依然として日本人が大部分を占めているのがわかる。1935年以降、街庄立や街庄組合立が数多く設置されていったのは、地元の有志がこれをもって台湾人女子の進学先に充てようとしたのであることは充分見て取れる(33)。

また、教師については、学校規則中に教師の任命に関する細かい規程は定められていなかった。1920年の地方官官制改正並びに州制及び庁地方費令の施行に伴い、州管轄区域内の教師の任免補職は、州知事に任されていた。

資格を持つ教師と持たない教師の割合を調査した結果、[表 3]のようになった。これを見

たところ、台北では高等女学校と家政女学校でその差は歴然としている。北一女、北三女で資格を持たない教員の割合は全体の 6.7%、5.5%であるのに対し、台北家女では 31.8%を占めている。基隆ではその差は激しく、同地区の基隆高女の 4.2%に対し、基隆家女では 50%以上を占めた。このように台北州では高等女学校に有資格教員を充実させ、家政女学校には無資格者をあてがうといった傾向が見られた。

一方、台南では少し異なり、南一高女、嘉義高女など州立高女であっても無資格教員の数は比較的高い割合を見せた。同じ州立高女であっても台南や台中の高女は設置時期が遅く、女子教育の基盤が固まっていない地域であったため教員の獲得には苦心したと見られる。ただ、やはり家女のそれは更に深刻で、特に街庄組合立家女の多くで有資格者の数は全体の半数を割っており、このことは家政女学校の教育機関としての質の不十分さを物語っている。台中でも台南同様に、州立高女でも無資格者が年によっては比較的高い率を示すことがあったものの、やはり平均すると 20%にも及ばない程度であったが、家女のそれは 30%、或いは 40%を超える割合を占めていた。ここでも教師確保の奔走の跡が見られる。

北一女や北三女は統治初期からすでに運営されており、日本人の子女やエリートの子女を育てる学校であったので教員も充実していたが、台北家女は設立を随分引き伸ばされた上、入学難の解消という消極的な理由によって設立された「花嫁学校」であるということを見るとこの数字は理解できる。台中家女でも開校当初の 3 年間は無資格者が 45%を占めていた。台中・台南では女子教育の基盤のなさとそれによる質の高い教員の確保の難しさからか台北に比べ比較的高めで、家政女学校については、市立はまだしも街庄立では教員の半数が以上が無資格、ということも少なくなかった。

高女、家女に関わらず、兼任教員や、資格はあるが教諭ではない教員も多く存在した。その各学校における割合を見たところ、やはり家女において高い比率を示した[表 4]。北一女、北三女では兼任教員となる者はほとんど無資格者であったが、台南一女、台中高女、或いは台北、台南、台中の各家女では有資格の兼任教員も数多く存在した。また、台北家女では有資格ではあるが正式な教諭となっていない教員も多く採用されていた。これらのことが意味するのは、家女の教員は、公立実業学校など他校とのかけもちや、正規の職員でない教員で教師不足の穴埋めがなされていたことである。(例えば、嘱託であれば給料が安く済み、経費を抑えることができた。) 街庄民有志の熱意によって設立された女子教育機関であったが、資格を持つ優れた教員を正規の教員として任務させるという完全な状態を整えることには困難があったようである<sup>(34)</sup>。

#### 第四節 戦時体制下の家政女学校

戦時体制に入ると大多数の農村男子が徴兵され、女性農業人員を訓練することによって男子の職務にとって代わる必要が出てきた。このため、台湾全島に現存する 31 校の家政女学校中、市部に所在するものは商業実践女学校と称する商業学校に、郡部に所在するもの

は農業実践女学校と称する農事補習学校に転換されることになった。これによって当面の生産増強、その他国民動員の強化等、事情に応じて女子の動員態勢が整備されたのであった<sup>(35)</sup>。

### 〈小結〉

家政女学校が出現し始めた 1920 年代以降、常に旧慣的家庭生活から衣食住を簡易化した近代的な家庭生活への改善が提唱され続け、そこにおける女性の家庭での役割と女性自身の社会的な変化が唱えられた。それと同時に、これまでの女子への普通教育を中心とした中等教育に対する見直しが図られ、実際に役立つ知識・技能の培養の重要性が認識されるようになったのであった。家政女学校はこうした議論の中で出現し、女子に対する家政教育重視の風潮に伴い増加していったのである。しかし、その役割は実業教育機関にとどまるものではなく、子女にとって高等女学校と同等の中等教育機関であった。このため、高等女学校への入学難を解消する目的で有志らに要求され、設置されていった。とはいえ、入学希望者は殺到し、また日台間の差別も存在しており、市立の家政女学校などは必ずしも入学難の解消という目的を遂行し得るものではなかった。このため、街庄立や街庄組合立にその役割を期待したのである。

### 〔註〕

- (1) 『臺灣日日新報』、「新しき家庭生活」(二)、大正 10 年 4 月 2 日、同(三)、大正 10 年 4 月 5 日。
- (2) 『臺灣日日新報』、嘉悦孝子「社会改造と婦人の責務」(二)、大正 13 年 3 月 18 日、同(三)、3 月 19 日、同(完)、3 月 27 日。
- (3) 『臺灣日日新報』、「教育病と入學難の対策：遊民の濫造から實業教育へ」大正 15 年 1 月 20 日、同「男から女へ洋服裁縫を移せ」大正 14 年 10 月 4 日、同「不十分な花嫁養成所：高女校の修業年限四年は短い」大正 15 年 3 月 31 日。
- (4) 『臺灣日日新報』、昭和 7 年 1 月 31 日、2 月 9 日、昭和 8 年 3 月 1 日。
- (5) 『臺灣日日新報』、「家庭内は和やかな春のやう朗らかに保持する主婦の心得が大切」昭和 9 年 3 月 6 日、大澤豊子「日本婦人に乏しい家庭科學の知識」昭和 10 年 1 月 30 日、「臺灣婦人は家庭生活の向上を図れ」昭和 9 年 12 月 15 日、倉橋惣三「婦性の向上を図れ」昭和 10 年 3 月 22 日、野上弥生子「伸びゆく時代と女性」昭和 12 年 1 月 9 日。
- (6) 『臺灣日日新報』、「物質動員と主婦經濟」(下)昭和 13 年 7 月 24 日、「銃後の母の任務は重い」昭和 13 年 11 月 6 日、「工夫して實行せよ」昭和 13 年 12 月 14 日。
- (7) 臺灣教育会『臺灣教育』、昭和 14 年 6 月、104 頁；「人生的態度啓培の家事科」昭和 11 年 11 月、118~121 頁；「裁縫學習帳による實際化」昭和 11 年 11 月、115~117 頁；昭和 10 年 7 月、90~97 頁。
- (8) 吉野前掲書、525 頁。

- (9) 『臺灣日日新報』、田中ナカ「花嫁に専門學校出や職業婦人が大もて」昭和13年2月20日。
- (10) 『臺灣日日新報』「華かな厚生修養會・職業婦人に主婦教育」昭和15年8月6日、「生活の新体制へ③・婦人と台所の整備」昭和15年8月30日。
- (11) 『臺灣日日新報』、昭和14年8月10日。
- (12) 游鑑明前掲書、154~160頁。
- (13) 『臺灣日日新報』、昭和12年4月7日。
- (14) 『臺灣総督府學事年報』、昭和5年度~12年度。
- (15) 『臺灣日日新報』、昭和14年4月14日。
- (16) 『臺灣教育』、昭和14年6月、104頁。
- (17) 『臺灣日日新報』、昭和14年8月10日。
- (18) 大橋捨三郎『愛国婦人会台湾本部沿革誌』、愛国婦人会台湾本部、1941年；『臺灣日日新報』、大正9年4月6日、4月8日、4月10日、大正10年4月22日、大正13年3月29日；洪郁如『日本の台湾支配と婦人団体—愛国婦人会台湾支部を中心に—』東京大学大学院総合文化研究科修士論文。
- (19) 『民俗臺灣』1940年；『台湾婦人会』昭和11年8・9月、91~93頁。
- (20) 『臺灣日日新報』、昭和8年2月9日、昭和10年4月3日。
- (21) 『臺灣日日新報』、昭和8年4月1日、7月31日。
- (22) 『臺灣日日新報』、昭和9年4月27日。
- (23) 『臺灣日日新報』、昭和9年4月14日、同新聞中論説「臺灣と實業補習教育」昭和9年10月26日；同「入學難と私立學校時代」昭和10年3月23日。
- (24) 『臺灣日日新報』、昭和10年2月24日、同「この4月から面目一新する私立女子中等學校」昭和10年3月12日。
- (25) 『臺灣日日新報』。
- (26) 『臺灣日日新報』、昭和9年10月19日、12月29日。
- (27) 『臺灣日日新報』、昭和12年3月7日。
- (28) 『臺灣日日新報』、昭和13年2月28日、4月27日、昭和15年3月24日、昭和13年2月27日、昭和15年3月10日、4月9日、3月23日、4月25日。
- (29) 『臺灣日日新報』、昭和15年3月24日。
- (30) 『臺灣日日新報』、昭和11年9月2日、昭和15年11月27日、昭和15年3月23日。
- (31) 『台東庁報』、『花蓮港庁報』。
- (32) 『臺中州報』。
- (33) 『台北州統計書』、『台中州統計書』、『台南州統計書』。
- (34) 同上書。
- (35) 『臺灣時報』、1944年2・3月、156頁。

## 第四章 家政教育の実際

この章で言及する主な時期は、家政女学校が高等女学校と並んで初等教育を終えた女子の一般的な進学先として注目されるようになった1930年代以降である。それは、1922年以前は高等女学校の数が絶対的に少なかった上、まだ試験段階であったことと、1930年以前は数カ所に家政学校が設置されたとはいえその数・地域とも限られており、家政教育は高等女学校におけるものが中心であったためである。家政教育が家政女学校において重点的に行われた以上、この家政女学校に着目しないわけにはいかない。また、時期的にも女子教育の制度化から10年を経て本格化を迎えたときである。このとき社会背景も女子の家政教育を大変重視していた。

前の第二章で統治初期から1922年台湾教育令による発展までの高等女学校における大まかな教学課程の変遷を述べているが、まずここではその詳しい内容について検討したい。そして、1930年代以降を中心に各学校のカリキュラムの分析、教学内容の分析を行うことによって女子が学校教育として学んでいた家政の内容やその目的を明らかにする。第二節ではカリキュラム以外の部分即ち課外活動でどのような家政教育が行われていたのか、第三節では植民地支配下の一般社会と女学校の家政に関する活動との関わりについて検討してみたい。

### 第一節 教育の内容

#### 1. カリキュラムの分析

高等女学校は州制が施行されて以来、総督が州に設置を命じることもあれば、設立者が総督に認可を受けて設立することもあった。よって、高等女学校令第六条によると学科・修業年限・課程・時数を設立者が決定することができた。しかし、基本となるカリキュラムが決まっており、ほとんどの高女のカリキュラムがそれにもとづいて設定されたため、いずれの高女も大体似かよった編成になっていた。ただ、学校により微差は見られた。例えば、台北一女は社会の中核となる人物の妻を育てることから、他の高女にはない「法制経済」が補習科で必修となっていた。また、台北三女はもともと台湾人女子教員を養成する目的から発展したように、補習科において教員の養成に力を入れており、ほとんどの科目の教学内容に教材研究が含まれており、教員志望生には教育実習が課されていた。しかし、「裁縫」が一学年に週4時間課され、「手芸」が「外国語」といずれかの選択で週3時間であるのはどの高女でも一貫していた。

家政女学校では裁縫、手芸の授業時間は最低でも15時間は設定されており、多い場合には18～19時間が課されていた。これは高等女学校の3倍近い時間数であるばかりでなく、1919年に定められていた三年制・四年制実科高等女学校の「裁縫」の2倍でもあった。家政女学校はほとんどが実業補習学校規則によるが、この規則には高等女学校のような基本

となるカリキュラムや時限数が設定されていなかった。それは、その地域の状況に最も適した内容を持つ学校を設置するためであった。よって、経営上それらは校長の自由裁量の余地が多く残されており、学則中にそれぞれのカリキュラムや課外授業などが示され、それは学校によってかなりの違いが見られた[表5, 表6]。例えば上に述べるように、「裁縫・手芸」でさえ、学校によって時間数に差があった。

まず、台北家女とその他の家女が比較できる。台北家女のカリキュラムは、台北の高女のそれに少し近い。例えば、音楽と体育は台北一女と同じく音楽が2・2・3(時間)、体育が3・3・3であった。これは他の地域では二科目合わせても年に2時間程度であった。台北家女は、台北高女の課目を多少なり参考にしていたと思われる。台北家女は、私立愛国高等技芸女学校(元の台北女職)が廃校になってからその学生を受け入れたり、家政女学校といっても高女志望生の入学難の受け皿という役割を以って創られたことを考えると、高女に近い性質を持っていても不思議はない。

次に、同地域の家政女学校を見てみる。台中家女と彰化家女は、同じ台中州に位置していた。彰化は「裁縫・手芸」が第一・第三学年で各1時間程少ないという違いはあるが、「華道」や「タイピング」が随意或いは必修として課されるといった共通点が見られた。更には、「園芸」がいずれの家女にも必修とされていた。この「園芸」は、台中高女と彰化高女でも「実業」として必修とされており農業教育が盛んな台中州の特性を考えても、この地域に適合したカリキュラムを組んでいたと推測できる。

この他、港町に位置する基隆家女は、課外教育として「生花」・「点茶」等とともに「家庭按摩」が設置されていたが、これは漁業に従事する者の家庭の主婦としての役割を意識してのことであった。また、実業教育が盛んな台南州の女学校も、同地域の先に設置された学校を参考にするため、課程が類似する傾向を持っていた<sup>(1)</sup>。[史料2]

## 2. 各教科の目的

教科の目的に関しては、高等女学校・家政女学校の区別はほとんどないと思われる。また、以下の教学目的を見ると、一見家政と関係がなく思える科目も決して無関係とは言えないため、ここで検討していくことにする。

まず、国語科は、日常須知の言語文章を会得する力を与え、正確自在に思想を発表する能力を得させ、また文学上の趣味を養い、堅実な国民精神、高尚な特性、優雅な情操を涵養することを目的としていた。

英語科は、普通の英語を理解し且つこれを運用する能力を得させ、兼ねて知識の増進に資することをその要旨としたが、実用方面の学習をさせるとともに、泰西文化の全体を嚆渡し欧米文化の流れを導き入れるべき素養を作ること、英語の真の学習により日本婦人の知見を向上させ、当面の生活の上にその効果を発揮させることが目的であった。教授の方針として、女子としての修養、品性を作るのに必要な事項に留意し、日常生活と直接関係のある教材を選び、それは広く外国の事情に通じ卒業後社会の中堅となるべき一家の主婦

として、また一個の婦人として備えるべき知的及び情的教養の資料となるべきものであることが求められていた。

歴史科は、歴史上重要な事蹟を知らせ、社会の変遷、文化の由来を理解させ、特に日本の発達を詳らかにし国体の特異な所以を明らかにすることによって社会国家の進運に貢献しようとする気概を興し且つその方途を知らせることを目的とした。特に著名な婦人の事蹟には留意することとされた。

地理科は、地球の形状運動並びに人類の住居としての地球表面及び人類生活の様式を理解させ、日本及び諸外国の国状を知らせ、自己及び国家の位置を会得させて国家意識を養い且つ日常生活に必要な知識を養い、尚自然と人文との関係を考究させて推理力を養成し兼ねて自然美を愛し真理を愛する情を養うことを目的としていた。内容は主に政治、外交、経済と区分されたが、経済の方針は、女子は主として消費経済方面の重責を負うものであるため、経済的知識を必要とするが、地理科教材中にはその主要な部分が経済的要素について取り扱われるため、経済全般にわたる概念及び実際との関係を知らせ且つ調べさせることであつた。

数学は、科学的精神を養成し、論理的推理に慣れ計算に習熟せしめ兼ねて生活上必須なる事項を知らしむるを以つて要旨とした。中でも珠算は将来生活上極めて必要なるものであるため、適当に時間を割いて普通の加減乗除を教授するものとされた。

理科は天然物及び自然の現象に関する知識を与え、その法則、その相互及び人生に対する関係を理解させ且つ日常生活上の知識を得させて兼ねて自然を愛好し観察力を養うことを要旨とした。ここでは生徒に自然界を徒に見過ごすのではなく常に適切な疑問を抱きこれを適当に解決させ、これによって創造的精神を養い日常生活上に資し特に家事上の応用に留意させた。

図画は物体の形象を精密に観察してこれを描写し兼ねて創作並びに鑑賞の能力を養成し進んでは豊富な想像力と自在な運用力とを啓発すること、美術及び芸術に関する講和及び鑑賞により美的情操の養成に努めることを目的とした。図画科の連絡としては、正確な観察、表現、審美思想の涵養を主として、将来女子に最も関係を有する事項と連絡をとることを常に忘れてはならないとして、思想の発表、育児と図画、工業界の後援、装飾、裁縫、家事、器物に対する作法の7項目が挙げられた。

音楽科は、音楽に関する知識技能を得させ、美観を養い心情を高潔にし兼ねて徳性の涵養に資することを目的とした。

体操科は、身体各部を均整に発達させ強健にし四支の動作を機敏にし容儀を整え、精神を快活にして、兼ねて剛健敢為な気象を涵養し、規律を守り協同を尊ぶ習慣を養うことを目的とした。また、①身体組織を平衡に発達させ生活機能の能率を向上発達させる②婦人は将来一家の主婦として子女の家庭体育を管掌するものであるため、良くこれを涵養することは国民体育の進歩の上よりきわめて重視すべきものである③国民としての体育運動を行い日本国民女子としての人格の教養に努める、などの目標が掲げられていた。また、他

教科との連絡関係を保つことに努めることとして、修身科は品性陶冶上密接な関係があり特に作法科との調和連関に注意する、家事科は体育思想の健全な発達はこれと連絡することを要す、理科は理論教授、生理衛生と密接の関係を保つべきこととした。教育科は教育に関する一般の知識を得させ特に家庭における子女教養の道を会得させることを要旨とし、児童心身発達の大要を知らせ養護及び知徳統治の概説、家庭教育と幼稚園保育、学校教育及び社会教育との関係を授け、補習科では幼時保育及び小学校教育の概要を知らせ保母若しくは教員に必要な素養を与えるべきとされた。

法制経済科は法制及び経済に関する事項について国民生活上必要な知識を得させることを目的とし、帝国憲法の大要並びに日常生活に適切な法制上及び経済上の事項を授けることとされた。教材の選択として、なるべく女子の国家、社会の一員として家庭の主婦として日常生活に必要且つ適切な事項を選択する、経済に関しては女子日常の経済行為に密接関係あるものを繊細に教授し経済現象の動態と自己活動との関係に留意させるといったことに注意した。

家事科は、家事整理上必要な知識を得させ、兼ねて勤勉、節約、秩序、周密、清潔を尊ぶ念を養うことを要旨とし、衣食住、看病、育児、家計簿記その他一家の整理経済に関する事項を授けまた実習を課すべしとされた。教授の方針は、①家庭生活の実際より考えれば技術の伴わない学理は実生活に対する価値が極めて乏しい。従って教授した学理は必ずこれを技術化し実際化させることに努める②女子として家庭生活を愛し家事的勤労を尊重し家事整理の業に興味を持たせることに努める③勤勉、節約、秩序、周密、清潔等は知識として生活上有効なものではないので寧ろ実効的習慣として必要である。よって特に実習教授の際にこれらの良習慣を体得させ、実地にこれを馴致させる④日常生活上必要な基本的代表的教材を選び如何なる境遇に処するも自在に活用し得る根本の知識及び技能を得させる⑤常に他教科との連絡をはかり特に理科的ちしきを基礎として家事の改良と発達とを促すことに努めさせる⑥補習科においては小公学校教員として必要な家事的知識を授ける、というものであった。また、教材の選択については、普通にして且つ重要な生活必須事項であること、生活環境に従って生徒の理解しやすいものを探ること、生徒の生活にふれよくよくその予備知識を有し、興味を感じる事項であること、当地方家庭の実生活の要求に適合したものであること、現代文化の内容を含有したもの、などが挙げられた。

裁縫科は、人類の生活に必要な三大要素の一つである衣服は身体を保護すると同時に容儀を整え、品位を保つ上でも欠くことのできないものであり、裁縫科はその衣服の裁ち方、繕い方等に関する知識、技能を得させ、正確で精巧迅速な技術を修めさせ、且つ衣服材料の地質、柄、色の配合など、服装に対する美的情操と衛生、経済の思想、勤儉の美風を養い、努力、忍耐、綿密、沈着、整頓等の「諸徳」をも併せて修得させることを目的とした。即ち、裁縫科は単に裁ち縫いの技術に熟練するのみならず、裁縫に関する諸種の知識と、女子に必須である「諸徳」の涵養とを眼中に置いて教授の任に当らなければならないとした。

台湾においては気候風土の関係上、和服は単衣、袴、羽織、袴、帯など最も日常生活に必要と認めるものを選び、現代生活の要求と土地の状況とに鑑みて洋服裁縫を比較的多く取り入れるほうが教授の効果をあげることが出来ると考えられていた。

そして、「諸徳の慣用」も大きな目的の一つであったため、実習中は机上の整理、姿勢、態度、動作、用具、用布の整理、特に針の始末など詳細にわたっての指導もなすべきであり、生徒各個の性格陶冶はこの中に行われるものとされていた。よって、成績調査にあたっては他の科目と異なりこの作業精神緊張の如何を加えることが重要とされており、単に作品の出来栄のみでなく、その行程に含まれる精神の推移を考えなくてはならず、「所謂仕立屋の職業的裁縫と異なり教科としての裁縫は精神的努力の結晶なれば技術以外の真価をも見逃すを得ざるなり」とあった。高等女学校の裁縫科の教材と授業時間の配当は[史料3]に示すとおりである。

手芸科は、手芸に関する知識技能を得て意匠を練り美感を養い節約利用の習慣を造ることを目的とし、その知識技能の熟達をはかると共に、徳育上においてもその作業実習上よりして習得するところの諸徳の涵養にも留意して、「女子の天分である」家政を掌る上においても、または社会国家の一員として種々の方面に携わり活動する場合においても、其の実際にあたり、その知識技能並びに養い得た諸徳を充分に利用応用できるよう他方面との連絡をも考慮して指導するものとしていた。手芸科は 年頃からは独立した科目と見なされることは少なくなり、高女の補習科にのみ設置される場合もあった<sup>10)</sup>。

### 3. 家政科目の内容

ここでは台湾総督府が作成した公学校高等科の教授書を例にして家事と裁縫・手芸の詳細な内容を見てみたい。公学校は主に台湾人が就学し、高等科は公学校6年の課程を終了したのちに進学することができるので、中等教育機関に準ずるといえる。位置的には公学校に附設されることの多い実業補習学校である家政女学校と近似するものである。

家事科の内容は衣服、住居、食物（調理）のように大きく分けることができる。まず、衣服についての授業の内容は、「衣服着用の目的、衣服地の特質、衣服選定上の心得を知らし、衣服着用上の注意を授ける」ことから始まった。衣服の着用は体温の調節・皮膚の清潔・身体の安全・容儀を整えるといった役割が説明されたが、その中で「出来るだけ経済的に衣服を調整しなければならない。これは自分一家の経済と関係があるばかりでなく、国家経済の動向を左右し、社会の風潮にも影響を及ぼすから特に注意する必要がある」とされていた。この他、各織物の特徴を学習し、通気性や保湿性、適する季節、適する年齢・性別、流行、場所などによる衣服の選定の仕方などを教授した。ここで取り扱われる「衣服」とは洋服と和服であった。とくに和服は、着物の選定上の注意や、羽織・帯・半衿その他について色・地質などの配合や釣合い、体裁よく着付ける方法などが指導されたが、和服は台湾人の一般家庭では指導が望めないため、この際指導に相当の時間を費やしてもよいことになっていた。また、衣服の柄や色の選定は図画科などによって日本的な美的観

念の養成に努め、「高尚優雅な」衣服を求めるよう注意していた。

続いて、衣服の手入れ方法については、汗や皮脂などの汚れの取り方、衣服のたたみ方、綻びの直し方、アイロンや衣紋掛を用いた乾燥、防虫剤の使用、ブラッシングなどによる手入れ・収納方法が教えられた。ここでも和服の取扱いには特に重きが置かれていた。それは、一般の児童の家庭では和服のたたみ方や着用後の始末などについての練習は望めないため、学校における練習によってよく会得させるようにし、和服の整理法を一般に知らせようというのであった。洗濯については、洗濯の必要、洗濯の方法（湿潤洗濯法・乾燥選択法）、洗濯水の軟化法などの教授が理科との連絡をとりながら実験によって行われた。こうして得た知識を随時応用できるよう訓練し、衣服を長く保たせることが目標とされていたのであった。この他にも麻白服の洗濯（漂白・糊付け）、和服単衣の全洗、揮発油洗なども教授された。「和服の着用は本島人間によほど普及されるに至ったが、洗濯仕上法はまだ充分知られていないため、折り目の正しい端正な着物を着用する点に欠ける」ため、かなりの時間を費やしても、この仕上げ技術に習熟させようという意図があった。衣服の学習の最後は、染め替えであった。まず、繊維の種類による色抜きの方法から始まり、浸し染めによる染色法、仕上げ、絞り染めによる模様の出し方などに及んだ。これは、褪色した生地の色・柄などを新しくすることによって衣服を再生し、被服費の軽減をはかる目的があった。このため、失敗し却って不経済にならぬよう注意することも教えられた。

ここまで見たところ、衣類に関する教学は日本化によって精神陶冶するという意図と、物資節約という経済政策を反映した内容であったことがわかる。

次に住宅について。これは住宅選定上の心得を授け、且つ在来の住宅の改善すべき点を考究させることが目的であった。住宅選定の条件として、まず衛生的であることが挙げられた。台湾在来の家屋は、窓を小さく壁を厚く造り、強い日光を遮って暑さを防いでいるが、これは風通しが不十分で陰鬱であり、不潔になり易い。そこで、台湾の気候を考慮して夏期に重きを置いて選定し、空気が清浄であることなどに注意した衛生的な家屋を建てる、或いはそのように改造する必要があるとした。次に、堅牢であることが挙げられた。これは、地震・火災・盗難などに対し安全であることであった。次の条件は間取りその他が便利に出来ていることであった。ここで模範例として示された住宅建築設計平面図は、玄関・居間・客間・茶の間・床の間・押入れなどが配置された完全な日本家屋の様式を表わすものであった。

室内の設備に関しては、主に日本式を例にし、客間に床の間や床脇・書院を設け、掛け軸・置物・花などで装飾することや、居間や茶の間の用途や、勉強部屋や老人室などの設備の仕方を教授した。この他、台所は排水の設備を良くし換気に注意すること、流し・調理台・七輪台・竈などの高さを考慮し仕事をし易くするといったことや、浴室は排水が良く清潔に保てるようにすることも教授した。また、窓は採光と換気の大切な役目を持つため、窓の方向・面積・開閉様式について指導した。また、神棚を設ける場合、清浄な部屋を選び南面にすることなどの説明もあった。台湾の家庭では寝台・机を直接地面に置くこ

とが多いことから、床はなるべくコンクリートにし、洗い流したり風通しを良くして常に清潔に保つことが必要とした。そして、この点において板間は室内に湿気がこもらず衛生上良いと説明を加えたり、和室の良い点を知らせるよう実物を見学させるようにしていた。

この他、良い飲料水を得る井戸の位置及び構造を教え、併せて水濾器の作り方が指導された。ここでは、衛生思想の進んでいない田舎では特に水による伝染病が甚だしいことや、水中に含有している無機物・有機物が健康に及ぼす影響が大きいこと、良質な飲料水を得ることが保健と公衆衛生の上で極めて重要であることなどを理解させることを目的とした。更に、台所その他の廃物、糞尿、塵埃などの処理を下水道のない地方でどのように行うかといったことや、台湾在来の溜りに汚水や汚物を溜めていくやり方が不潔で衛生上良くないこと、そのためには汚物の土地への浸透を防ぎ、病原菌を死滅させる設備を整えた便所を設置するべきといったことが教授された。生徒は自分の住む市・街・庄の汚物状態を観察し、衛生観念を養うとともに、汚物の処分方法を身につけ、また教師は生徒がこれをそれぞれの家庭に働きかけ、その実を上げるよう指導したのであった。

次に、食物と調理について見てみたい。まず、食物中の栄養素と、健康を保つためにはそれを如何に摂取すればよいかを知らせることが目標とされ、植物性食品（穀類・豆類・野菜類・海藻類・果実類）、動物性食品（魚介類・豚・鳥類・卵類・乳汁類）のそれぞれの栄養素と適する調理法、また人の身体に必要な栄養素の量、即ち「保健食量」について学習させた。調理の教授目的は「調理の良否は保健に影響することが大であると共に、家計を左右し、国家の物資経済の消長に関係するものであることを教え、調理上注意すべき事項について知らせる」ことであつた。ここではそれぞれの食物に合う調理法を用い栄養分を損なわないようにすること、切り方・盛り方・調味に注意して食欲を起し消化吸收を良くするよう注意を払うことなどが教えられた。この時、調理に周到な注意を払うか否かは一家の経済に関係するのみでなく国家経済にも影響するものであるとして、各自責任を自覚して、食材の栄養を失わず、燃料の無駄な消費を省き、時間・労力を有効に使うべきことが強調されていた。

家事科第一学年の後半は10課にわたって調理実習が行われた。献立は素麺汁、巻揚げ、炒り飯・落花生甘汁、豆腐の味噌汁・炒り肉、五目飯、澄まし汁・茄子の鍋鳴焼、小豆飯・豚肉の天ぷら、卵焼き・しんじょ汁、胡瓜の一夜漬け・紅焼魚という具合であつた。ここでは実習に際して、それまでに学習した栄養上の知識を復習し知識を定着させることも目標の一つとされていた。まず、教学の具体的な内容を見てみる。

材料は、実習の時期や地方によって最も豊富で新鮮な材料を選ぶことをよしとしていた。澄まし汁の課程では、普通は日本料理では用いない鶏骨・豚骨などが台湾で得やすいのでこれを使用してもよしとし、両方の出汁の煮出し方を説明した。また、味付けの方法を簡単にして家庭での実習を行い易くし、生徒を通して日本料理の普及するという意図もあつた。天ぷらの具として用いられたのは和食ではあまり用いない豚肉であつた。茄子の鍋鳴焼は簡単で安価に作る事が出来、台湾人の嗜好にも適し易いので生徒を通して家庭に普

及させたいとした。全体的に、材料は豚肉・筍・椎茸・長葱・干し蝦など、現地産のものを中心とし、これは現地料理だけでなく日本料理の実習の場合でも利用していた。

これらの教学内容を見たところ、献立の半分は現地在来の料理であることがわかる。特に前3課は全く現地のもので、4課と9課は現地料理と日本料理との組合せとし、5課から8課はすべて日本料理であったが、材料を現地のものに替えることも可能なものを採用していた。これは、食生活面においても日本化していこうとしたところ、食べ物の嗜好は急に変えることが不可能であることや、材料に制限があることを考慮した結果、徐々に日本式の食事の味や調理法に慣れさせ、台湾人の一般家庭でも現地の材料を用いて自然に日本式を採り入れるようにさせようという意図があつてのことであつた。最後は客膳料理を学び、会席膳で食器の選び方、料理の様式、膳の配置、客の席次、給仕の方法などについて実習し、日本料理の膳に関する知識を会得させた。

次に公学校高等科裁縫・手芸の第二学年教授内容を見てみたい。第一篇「手芸」の第一課は壁掛けを製作したが、ここでは日本刺繍や編物を習得することが課題とされた。第二課の四五歳用短靴下の作成は、踵・爪先の増し目・減らし目・綴り方を指導し、技術の習熟を図って廃物を更生させることを目的とした。第三課は羽子板であつた。これは「小布を用いて細工することをも指導して各自に創作考案させ、美的情操を養う」ことを要旨としていたが、小布を用いることは廃物の再生・利用が目的であり、美的情操とは言うまでもなく日本的な美的感覚の情操であつた。第二篇「裁縫」の第一課では婦人服（ワンピース）、第二課では男児水兵服上衣、第三課では半ズボンといったように、洋服作成の実習が中心であつた。ここでは子供服と婦人服の相違点や、形の選定・考案、色の選択、寸法の測り方、型紙の作り方、布の裁ち方、仮縫い・試着・修正、本縫いなどを学習し、女子が自分で自分や家族の衣類を作製できるようになるまで指導がなされた<sup>9)</sup>。

以上、学校教育における家政課目の内容を検討して気が付くのは、衛生面などにおいて改良が必須な部分を特に強調して指導し、更には生徒を通じてそれを一般家庭に普及しようとしていたことである。また、台湾在来の方法を完全に否定したり排除したりして日本式を頭から押し付けて日本化するというのではなく、改良の方向として日本式の長所を示し、台湾の生活において日本化が可能な部分を教学の前面に押し出していくという方法を採用していた。つまり、現実の改変にとって最も合理的な方法を考慮した教学を施していたということである。

では、この当時家庭の主婦に求められていた任務とはいかなるものであつたのだろうか。ここでは佐野武男の著書『台湾家庭振興読本』の内容をしてみることにする。これによると、彼は「国が栄えるのも社会が進んで行くのも其の源は一つ一つの家の繁栄に基づくのであり、その家が栄えるかどうかはその家の主婦が自分の務をはっきりと見定めてその務を十分に尽くすかどうかにかゝる人が多いのであります。…世の中の進むのに随って一家の事も考え世の新しい事も採り入れて、自分の家をより良くし、一家の主婦として務を十分尽くし延いてはお国に対しての務を尽くさねばならない」とし、そのためには「現在の

台湾家庭に於ける家計と衣服と食物と住居の改善について我々は自覚と実行をしなければならぬ」とし、「家計は計画をたて支出を加減することと家計簿を記入することが重要」と、家計管理を行うべきことを主張した。また「一家を取り締まって行く上で大切なのは国の祝祭日や年中行事や親の命日など、行事を決めて秩序を立て、規律正しくして行うことが台湾の家庭には欠けているので改善すべき」であると述べた。そして、「これからは婦人も進んで外に出て行かねばならない」、「これからは男も女も老も若きも互いに力を合わせて一家の生活を良くして行かねばならない」として、家族の仕事の分業や家庭での過ごし方の改変を唱えた。

第二に、衣服についても改変を唱え、「今までの中国式の服は日本人である体面上からも改めたい。また、洗濯法も改良せねばならない」と述べた。また、「住居の改善は窓を大きくし風通しを良くして光線がよく入り明るいということに注意」し、保健衛生・経済上からも、「台所は低くて暗いのを改善し、仕事が良く出来、衛生上にも良いように」し、「便所はよく設備し、部屋に壺を持ち込むような習慣を改めなければならない」と唱えた。

また、このとき主婦の任務として、①家計を整えて一家独立の基を固める②衣食住を調べ家族にその満足を与える③子女を教養して国家有用の人となす④老人に孝養を尽くし病人を看護してその心身を慰める⑤家庭和樂の中心となり善美な家風を発揚する⑥家庭生活の安定と向上を図って国家社会に尽くす、の5点を挙げた。以下にこれをまとめる。

○家計：一家の経済と安定は全くこれを掌る主婦の知識と手腕とによる故に、主婦たるものは家族の欲望を整理統制し、これに充てる有限の財貨を巧みに運用して一家の生活を安定し、進んで国家社会の隆昌に貢献することに努めねばならない。

○衣服：(改善) 衣服の目的に適合するよう衛生的・美的にする、便利で経済であるようにする、時代の進運に伴って改善する、在来からの台湾服は全廃する。

○食物：(改善) 栄養価値に富み経済的なものにする、調理法を合理的にする、廉価で滋養価値に富むものにする、実質的で無駄のないものにする、等。献立は、偏食に陥らぬようにする、消化のよいものを選ぶ、嗜好に合わせる、品数・分量は必要を度とし、形式にとらわれない、朝食を軽く、夕食を重くする等。調理は、見栄より滋養と味に重きを置く、主人本位にせず家族全体に適するようにする、簡単にして早く出来る料理法に、老人や子供や病人の食物を研究する、用具・食器・布巾・服装は勿論、手指等を清潔にする、燃料を節約するなど。食事は、食事の時間を一定しなるべく家族同時にする、なるべく食卓を用いる、礼儀作法に注意する、好き嫌いをつけないなど。

○住宅：(目的) 善美なる家庭生活により、一家をして健全なる国家の単位たらしめる、気温、湿度の調節をはかり、家族の健康をはかる。(改善) 保健・衛生・経済上の要件を備え、気候風俗及び国民性に適したる設備をし、住み心地よく改善する。間取りを改善する、給水や排水装置を便利にする、窓を設け採光や換気に留意する、浴室・便所の構造は完全にする、便器を廃する、部屋を美化する、整理整頓をする、毎日部屋の内外の掃除をなし時折大掃除を行う、排水溝や便所や住宅付近の道路は特に清潔に留意する<sup>6)</sup>

これを見てわかるのは、この時期に主婦に求められていたこういった家庭生活の改変は、ほとんどが女学校における家政教育の課程で施されていたものと一致するということである。

## 第二節 女学生の社会活動への参与

### 1. 女学校の社会活動

1930年代後半には、女子中等教育機関で学習する家政の知識・技能を一般社会において生かすべく様々な課外活動が行われた。

例えば、1939年4月、嘉義家女は「実習技術に一段の磨きをかけ銃後女性としての務めの一端をはたすべく」学校教育の社会進出を企画し、衣替えの季節を捕らえ、8日間にわたり市内の一般家庭の注文に応じて市価より安い価格で洗濯、洗い張りの実習を行った<sup>69)</sup>。

こうした仕立物、洗い張りは台中家女でも恒例の報国行事であったが、1941年に至り、事変の長期化による物資節約のため、これまでの報国作業を「国策草履」の製作・使用という自給自足体制に変更した。これは、まず自分の使う物の節約に勤めよという趣旨で考案され、運動靴に代わるべき履物として草履の使用が国策に合致するとされたのであった。そして、学生は自作の草履を校内で使用することが義務づけられていた<sup>70)</sup>。

女学校による研究活動は、この当時の一般社会に家庭管理の重要な資料を提供していた。例えば台南実女では、割烹部で教師を中心とし生徒が助手となり、安い経費で十分なカロリーを摂取することなどに目標を置いて「自粛生活」にふさわしい代用食を研究したところ、1940年5月、「芋入鮭御飯」等20種類の代用食が考案されたため、学生の家庭で実践したり試食会が開かれた他、台南市ではこの作り方をパンフレットにして各家庭の主婦に無料配布を行った。この他、台中高女は、台中市役所によって市民一般家庭のために有益な資料を与えるべく協力を依頼され、教諭の新考案による「節米料理の研究」と題するパンフレットを作成した。これは2000部が印刷され、市内の各家庭に頒布された。このように、女学校における家事の研究成果は、当局によって一般家庭における参考資料として価値のあるものとされ一般に広められたのであった<sup>71)</sup>。

これ以外にも、ほとんどの女学校では展覧会やバザーが毎年あるいは定期的に行われ、地域の一般市民に大変期待されていた。

例えば、台南第二高女では1934年3月に初めて学芸品市を開き、生徒と卒業生の手芸品・裁縫製品・工芸品・盆栽・造花・玩具・絵画など11,000余点を陳列した。また、生徒が調理を担当する特設食堂を設けたり、余興として音楽や舞踊などを見せたりするなどして、各界人士や父兄など大勢の参観者を招いた。この他、1937年に設立された台北家女でも、1940年の第一回卒業生輩出にあたって生徒製作品展覧会を開き、希望者に対し即売を行っている<sup>72)</sup>。

1940年代に入ると展覧会の主旨はより一層戦時色を強めた内容となった。嘉義家女では

1941年2月、「廃品更生展覧会」並びに即売会を開催した。廃品活用の資料となる2600点の作品を展示したり、節米と代用食の研究を目的とした「栄養本位の国民食」研究室を設置したところ、参観者が押しかけ大盛況に終わり、新聞紙上で「戦時下における一般家庭に多大の参考資料を提供した」と評価されている<sup>(9)</sup>。

また、展覧会の中でも皇紀2600年に際しての催しは特に盛大に行われた。台中家女でも展覧会は毎年の恒例行事であったが、1941年12月に4日間にわたって開催した聖紀展覧会は、「紀元2600年を奉祝すると共に一般大衆に皇道精神を強く認識せしめる」ことを目的に台中州軍人援護会と共同主催のもとに開催されたものであった。一般公開の前日には下見会を催し、来賓や傷病兵を招待した。会場は軍事援護に関する銃後室が3室、聖紀奉祝並びに南方発展に関する資料を陳列した南方室が1室、戦時下における衣食住に関する経済室が2室、即売室が2室から成っていた。連日大盛況となり、即売室は2日目で売り切れ或いは予約済みという状態であった。中でも国策草履売店では700足が2日間で完売したり、「婦人服装の変遷」という展示では絵や写真ではなく実物を見せ、そのあまりの出来栄えに参観者を驚かせるなど、大変好評であったという。学生の一人は、こうした数日間について次のような感想を述べている。

「戦時下なので特に古物の再生や、代用品、代用食の研究されたものや経済的な物の使用方の研究物が数々御座いましたので巡覧しても感心させられるものばかりでございました。四日間で閉会したのですが惜しい様に感ぜられる位立派でした。…」

「一時はこんなことをどうして女学生にさせるのだと思っても見ましたがこれも国の為だと判然と分つた時はその有難さが分りました。…」<sup>(10)</sup>

この他、台北第一高女でも皇紀2600年を奉祝して1940年11月に「日本女性展覧会」を開催した。これは「皇紀2600年の栄ある式典に際会し、皇国の発展に寄与貢献せし女性の業績を回顧して、日本女性の本領を知らしめん」ことを目標とし、上古から昭和までの著名な女傑に関連する資料を陳列したり、日本女性の服装の変遷、当校の制服の変遷、更には戦時体制における一般服装の試作品などの研究を展示・発表するものであった<sup>(11)</sup>。

以上は地域社会における活動であったが、女学校では軍隊や神社への直接的な奉仕活動も大変多く行われていた。主な例を挙げてみると、次のような活動がある。

1935年8月、愛国高等技芸女学校（元台北女職）全生徒は、校長と職員に引率され台湾総鎮守である台湾神社に正式参拝し、生徒全員の手によって謹製した清掃用雑巾200枚を奉納した。更に、圓山陸軍基地に参拝して境内全般の大掃除もおこなった。1938年7月、高雄淑徳女学校では夏期休業中の団体奉仕訓練の一つとして、一週間出征兵士の全家庭に対し慰問を兼ねて家庭内の衣類の調整、洗い張りその他家事一切の手伝いを行った。また、同年10月には台北の各高女、家女の学生が軍隊被服類調整の勤労奉仕を行っている。この他、1939年7月、台北家女の生徒150名は部隊に赴き蚊帳の手入れや板間の目貼りなどの作業を行った<sup>(12)</sup>。

各地域、学校によって内容は様々であるが、こうした家事・裁縫の技能による奉仕活動

はこの時期の女学校にとって<sup>1)</sup>を涵養する上で必要不可欠とされていたのであった。

高女・家女のみならず、公学校でも研究活動は行われていた。新竹女子公学校家事科研究部は雑誌『第一教育』に「洗濯の実際」と題し研究成果を発表した。

この他、皇族の奉迎（皇太子の行啓、久邇宮同妃両殿下、北白川宮大妃殿下）も女学校にとって最も重要な行事のひとつであった。

大正12年4月16日、皇太子が台湾を行啓した。愛国婦人会台湾支部が直接経営する<sup>2)</sup>陸台北女子職業学校では、台北第一中学校内での台湾教育品展覧会において生徒成績品を展示した他、愛婦支部によって生徒は椅子蒲団一對を謹製し献上させられた。26日には台北第一高女を訪れ、台覧授業では、地理科と洋服裁縫科の授業が行なわれた<sup>(13)</sup>。

## 2. 社会教化団体としての活動

1932年以来、愛国婦人会は「国家非常の時局に直面しての今日、我が国婦人の大結束を緊要とし、女性に最も適応する事柄によって、出来るだけの御奉公をし、及ばずながら国家及社会に幾分の貢献を致したい」という目標を掲げ、婦人報国運動を提唱し始めた。これは、愛国婦人会のかねてからの目的である軍事後援事業を一層拡充し、遺族の慰藉弔祭を遺漏なくするには、特に社会事業方面における婦人の請け負うべき仕事が多いたして、それらを婦人が負担するというものであった。その中で組織されたのが愛国子女団である。

愛国子女団は、将来婦人となる者に対し、会組の提唱する「婦人報国」の要旨と会の趣旨及び事業とを正確に理解させて、幼少の時期からあらかじめ教養訓練を施し、彼女らに愛国婦人会員としての素質を涵養するため、少女団または処女団を組織し将来に備えようという趣旨で組織されていた。この団体は10歳から15歳までの少女を団員とする愛国少女団と、16歳から20歳までの未婚女性を団員とする愛国処女団の二つであったが、便宜上これを引きくめて愛国子女団と称した。1933年11月に総裁宮殿下によって論旨が下されたが、それは次のような内容であった<sup>(14)</sup>。

「我カ愛国子女団ノ目的ハ、日本ノ女性カ国を愛スル真心ヨリ、帝国軍人ヲ後援シ、又カヲ一般社会公共ノ事ニ致スト共ニ、自ラ知徳ヲ修養セムトスル、愛国婦人会ノ尊キ精神ニ遵ヒ、我カ国子女ノ未タ学窓ニ在リ、或ハ尚成年ニ達セサル者ヲシテ婦人報国ノ精神ヲ鍛錬シ、且之カ実践ニ努メ以テ、国民ノ母タリ、愛国婦人会員タルノ日、其ノ名節ヲ完ウスル素質ヲ 養(ママ)セシメムコトヲ期スルニ在リ。惟フニ子女ハ男子ト共ニ相携ヘテ、国家ノ理想ヲ達シ、国民ノ繁栄ヲ致スヘキ重大ナル責任ヲ荷フ役職員及団員タル者、深ク本団使命ノ存スル所ヲ念ヒ、能ク所期ノ目的ニ副ハンコトヲ望ム」<sup>(15)</sup>

愛国子女団は昭和11年6月、愛婦台湾支部が経営する愛国高等技芸女学校は全島に先駆けて須美禮子女団を結成した。昭和12年10月には台北州下の第一高女、第二高女、第三高女、静修高女など公私立6高等女学校がそれぞれ子女団を結成し、合同で発団式を行った。また、愛婦支部のある新竹州、台中州、台南州、高雄州、台東庁、花蓮港庁の各地で

も子女団が次々に結成された。この中で、新竹高女、彰化高女、台南第一高女、台南第二高女、員林家女、草屯家女、台南実女、嘉義家女など多くの高等女学校や家政女学校は学校をあげて子女団を結成した。また小・公学校において少女団などが附設されることもあった。その団数と団員数をみるとこの規模がいかに大きく、広い地域の女子青年を取り込んでいたか理解できる[表7]。

愛国子女団はその創設目的のとおり、「婦人報国運動」の一部としての多くの活動に参加した。1934年以降台湾においても行われるようになった地久節奉祝の婦人報国祭には、第三回は女学生が愛国子女団として参加するようになったため、それまでのように一部の女学校のみではなく、子女団を結成している女学校がすべて参加し、大変盛大に挙行された。この他にも愛婦主催の婦人防空演習や、非常時対策としての愛国貯金運動の宣伝・普及、廃物利用資金造成運動（会員より雑巾1枚を蒐集しこれを官庁に納付、この実収を蓄積し臨時の軍事後援事業、一般社会事業などの資金に充てる）などの活動の一部を女学生が子女団員として担うことになった<sup>(16)</sup>。

愛国子女団として学校単位で女学生が行った活動は分団訓練、慰問、奉仕作業などであったが、特に家事の技能を生かした活動が大きな部分を占めた。ここで1937年9月23日に子女団を設置した台中家女の子女団日誌より、家政に関連する活動状況を見てみる。

- 9月25日 第一回皇軍慰問品として本団員の製作品袴595点を市兵事係を通じて発送
- 10月7日 左記日支事変戦死者遺族を訪問し弔辞を述べ盛花各一組を送る
  - 14日 左記支那事変に於ける名誉の〇〇者遺族を弔問し造花一对を贈る
- 11月2日 左記名誉の〇死者の遺族弔問、贈造花
  - 8日 子女団の活動状況映写のため陸軍墓地清掃
  - 9日 ・社会奉仕 陸軍病院清掃 第三大隊武徳殿掃除
    - ・洗濯奉仕 約94点
  - 10日 ・社会奉仕 陸軍病院庭掃除 第三大隊将校集会所、下士官室掃除
    - ・洗濯奉仕 約102点
  - 11～17日 洗濯奉仕 約167点
    - ・皇軍慰問として「チョッキ」100点に慰問文を添え台湾〇〇軍へ送達
  - 19日 洗濯奉仕 約131点
  - 21日 陸軍病院へ入院患者を慰問贈造花
  - 22日 国防献金の為め造花を販売す
  - 24～26日 洗濯奉仕 約206点
  - 31～12月8日 洗濯奉仕 約367点
  - 12月9日 洗濯奉仕 約43点
  - 12月24日 洗濯奉仕 約49点
  - 1月13～29日 洗濯奉仕 約224点

2月1～4日 洗濯奉仕 約406点

8～18日 洗濯奉仕 48点

これを見ると、裁縫や清掃、洗濯など女子が授業で学んだ技能が活用され、活動の回数も実に頻繁であったことが分かる<sup>(17)</sup>。

こうした活動は、愛国婦人会の目指すように「女子に婦人報国を早いうちから実践させる」ことを実現するのみならず、もう一つ、女学生が皇国臣民としての自覚を持つことを促す効果も大きな狙いであった。台中家女において上述のような活動に参加してきた生徒の一人、呂氏碧蓮は、これらを振り返って次のような感想を記している。「…総裁の宮殿下の御諭旨を守り、婦人報国の実を挙げ銃後の守りをかたくいたし度いと思ひます。団員として初めて働きましたのは…私はその度ごとにこんなことでもお国の為になるのだなァーと思った時は嬉しくてたまりませんでした。これから益々団長をはじめ、指導員の先生方の御指導のもとに立派な仕事を、心からして行き度いと思ひます。」

また、他の生徒も、「…何事も力を合わせてすれば、どんな大きなことでもやって行けると思ひました。何んだか此の日の丸のお握りが尊い様な感じが致しました。今日のような意気込みで何時も働いて、非常時日本を背負って行くだけの強さと腕を磨いて行かう決心致しました。」と、このように綴っている。

これらの文章からは、女学生がいかに献身的に婦人報国に取り組んでいたかが見て取れる。<sup>(18)</sup>

### 〈小結〉

家政女学校は一部の私立学校以外そのほとんどが実業補習学校規則に基づいて設置された。ただし、この規則には家政女学校としての基本となるカリキュラムや時限数は定められておらず、土地の状況に最も適する内容の教学を施すためにそれらは校長の自由裁量に任されていた。よって、家女のカリキュラムはその設置地域や目的によって大きく異なり、それぞれの特徴を持っていた。

カリキュラムの設定に際して、先に設置された家女或いは同州他市にある家女、又は同州にある高女を視察し参考にすることがあった。このため、同地域ではカリキュラムの内容が類似する傾向がみられた。これをまとめると、台中州では農村地帯であることを反映して家女、高女とも園芸が必修科目となっていた。一方で台北州は家政女学校の校数が少なく、その内容は高女と類似し、実業学校というよりは花嫁学校という趣が強いものとなっており、台湾南部に設置された家女は技芸教育の要素が見られるといった具合に、高等女学校と異なり地域性を比較的よく表わす教学内容が設定されていた。

このように豊かな地域性を持つ家政女学校は、その設置地域の一般市民との繋がりを密接にしていた。女学生はバザーや奉仕活動によって一般市民に自分達の製作品を購入させたり、一般家庭の洗濯や清掃を請け負ったり、展覧会を開催して代用食や被服などの研究

成果を多くの人に知らしめた。このような活動は、女学生自身の技能を向上させることや、「勤労報国」の精神を身に付けることを目的としてなされたのは勿論だが、この社会活動を通して一般市民が近代的な家事の方法や、節約・再生利用などに関心を持つようになった。いわば、女学校は地域の一般市民に家事の手本を示す役割を演じていたと言える。

また、高女や家女は1930年代後半から愛国婦人会台湾支部が主催する愛国子女団を相次いで結成していき、女学校に入学した女子は自動的にこの団員とされた。子女団を持つ女学校では、団の任務として軍隊慰問、洗濯奉仕、清掃奉仕など家事の能力を生かして奉仕活動を次々とこなしていくことになった。このように、女学生の家事能力は婦人団体の底辺の作業に駆り出されることにもなったのである。

#### [註]

- (1) 『臺北州立臺北第一高等女学校要項』81～82頁；大橋捨三朗『愛国婦人会臺灣本部沿革誌』、1941年；『臺北市報』1937年3月～1940年4月；『基隆市報』1939年4月～1942年2月；『新竹市報』1939年4月～1940年3月；『臺中市報』1936年2月～1938年6月；『彰化市報』1940年4月～1941年1月；『高雄市報』1931年7月～1939年4月。
- (2) 『各学科教授方針並教授要項一覽』、昭和14年度。
- (3) 臺灣總督府『公学校高等科家事教授書 第一学年用』、昭和14年3月；臺灣總督府『公学校高等科裁縫手芸教授書 第二学年用』、昭和14年3月。
- (4) 佐野武男『臺灣家庭振興読本』、1939年。
- (5) 『臺灣日日新報』、1939年4月16日。
- (6) 臺中家政女学校『臺中家政女学校校報』、1941年。
- (7) 『臺灣日日新報』、1940年5月9日、同5月15日。
- (8) 同上書、1934年3月16日、1940年2月21日。
- (9) 同上書、1941年2月10日。
- (10) 臺中家政女学校『臺中家政女学校校報』、1941年。
- (11) 臺北第一高等女学校『研究彙報』。
- (12) 『臺灣日日新報』1935年9月13日、1939年7月16日。
- (13) 臺北第一高等女学校交友会『皇太子殿下啓記念号』、1923年10月4日。
- (14) 大橋前掲書、402、
- (15) 同上書、470頁。
- (16) 同上書、～486、
- (17) 同上書、108頁。
- (18) 臺中家政女学校『臺中家政女学校校報』、62、74頁。

## 第五章 家政教育の社会への影響

四章で見てきたように、家政に関する課程において女学生たちは日本式の新しい家事方法を学び、また課外活動では授業で養成された知識や技能を以って地域社会に近代的家事方法を知らしめる役目を負った。この章では、女学校においてこのような家政に関する教授や指導が行われた結果、台湾社会にもたらされた影響は如何なるものであったのかを考察してゆく。

第一節では高等女学校の卒業生が選ぶ進路の一般的傾向と、家政女学校の卒業生のそれとを分析し、家政教育を中心とする教育を受けた学生の進路にどういった特徴があるかを知ることによって、家政教育政策が結果的にどのような女子の人材を養成するに至ったかを明らかにする。第二節では、女子に近代的な家事方法の教育が施されたことによって台湾家庭内部にはどのような変化がもたらされたかについて検討する。特に、家政教育の重要性が盛んに議論され、家庭生活の改善の現象が顕著に表れてきた皇民化時期以降の結果に注目する。

### 第一節 卒業生の動向

始めに、女子の一般的な進路について述べてみたい。

先行研究によると、1908年から1936年度の間、約三分の二の台湾人の卒業生が進学せず、未進学者の進路は次の二つの段階に分けられる。第一段階は1908年から1923年までであり、未進学者の80%が家事従事或いは職業不確定であった。第二段階は1924年から1936年までである。この間は比較的詳細な職業の分類があり、職業不確定者及び未就職者の割合は44.11%から16.21%に下降した。また、新興事業の勃興に伴って電信・交通運輸・医療・新聞・金融・娯楽芸能などの職業が人気を集めるようになり、このような職業は未進学者の2%前後を占めていた。

高等女学校卒業生のうち台湾人の場合、1922年以降1936年までに、未進学者は80%で、その内未就職者は70%以上を占めた。つまり、13年間の台湾人の就職者は30%にも及ばなかった。また、その三分の二が教職であった。

農業を中心とする実業補習学校の場合、統計によると、1936年以前10年間の未進学者は100%に近く、その内未就職者は23.35%であった。また、その進路の内訳は、学んだことを生かし易い農業が34.31%で、次に女中が27.01%であった。

日本人女子の場合、卒業後就職する者は少数で、特に実業補習学校と小学校の就職者の割合は台湾人に及ばなかった。しかし、台湾人女子が教職と農業を選択するのは異なり、日本人は公職と銀行を目指す傾向があった。これは、公職の大半が日本人に向けて開かれているという、就職機会の不平等という背景による現象である<sup>10)</sup>。

いうことについてさほど抵抗を持たなかった。しかし、何より大きな要素は、教育をきっかけに女子が視野を広げ、社会の動きに乗ることに躊躇しなかったということである<sup>9)</sup>。

(1933年)	台北一女	二女	三女	静修女	(%)
就職	30	22	28	31	
家事	40	42	28.6	56.2	
(1938年)	台北一女	二女	三女		
就職	36	47.8	29.1		

#### 台中家女（昭和16年のデータより）

	一回卒	二回卒	(人)
家事	16 (30.2%)	37 (38.5)	
就職	26 (49.1)	40 (41.7)	
家政系進学	3	4	
家政系職業	1	5	

#### 高雄淑徳

家事	13 (28.3%)
就職	24 (52.2)
家政系進学	7

（就職先の内訳：銀行・役所・郵便局・大学事務・帝国製糖会社・日本通運・台中教化会館・台中商工業奨励館・州教育課・米穀検査所・倉庫・法院・税務課・日東商船・ツーリストピロー・青果同業組合・市税課・高雄鉄工場・彰化電力会社・森永製菓・州警察部衛生課・国民学校）

1933年から女子の工場労働が解禁され、1937年ごろになると女子の労働力が期待されるようになり、女子が社会に出て産業に従事することが奨励された。ところが、戦局の悪化に伴い女子の社会進出を抑制する議論が目立つようになった。これは、女子が仕事を持つのはいいが、しかし「女子に最も適した手先を利用する仕事」即ち編物、刺繍などの家庭の副業に従事することをよしとするものであった。つまり、女子は家庭における主婦としての役割をまず本分とするべきで、尚且つ内職によって生産に携わり、国家経済に貢献せよというのであった。女子に家庭管理と生産の二重の役目を負わせようとしていたのだと言える<sup>10)</sup>。

総じて、女学校での普通教育を修了した女子は社会に目を向けるようになり、世の中の動きに乗じてあらゆる分野に進出していった。高等女学校の卒業生はさらに内地の専門学校などに留学して専門的能力を身に付け、戦後に医者や政治家、芸術家などの社会的精英

1930年代後半になると、就職者がそれまで以上の増加の勢いをみせた。これは、不景気のため女子の結婚や生活に自活の道を求めなければならなくなったことや、夫の出征・戦死のため家庭婦人が仕事を求めるといった現象が現れてきたこともあった。女子が多く採用されたのは男子よりも賃金が安く済むことや勤勉であるといった要因もあった。高等女学校を卒業した女子が就職先で従事する仕事で多いのは、簿記・珠算・会計事務などであった。この時、紡績会社・人絹会社などの女子の需要も高まっていたが、それら労働の職に就くのは小・公学校卒業程度の女子が中心であった。簿記や珠算、タイピングは、女学校在学中にこれを身に付けている女子は多くはなく、職業紹介所でその技術を習得してから就職することも多かった<sup>10)</sup>。

以上をまとめると、1937年以前、約90%の台湾人女子が進学せず、この中で就職者の割合は公学校と実業補習学校卒業者が多く、高等女学校は最低であった。後者が就職しないのは、ほとんどの学生が中・上流家庭の出身であるため、家長が封建的観念を捨てておらず、子女が公の場に顔を出すのを好まないという原因があった。しかし、1937年以降の傾向はこれとは異なり、女学校で教育を受けた女子は、伝統的な専業主婦の形から脱し、各界において活躍し、職業婦人の典型となった。高女卒業者が家庭から抜け出し、職業に就くようになったのは、女子が普通教育を受けた結果であり、上述のような社会的背景と相俟ってのことであった。

このように高等女学校を卒業してから職業に就く女子は増加したが、一方で卒業後すぐに家事に従事する者や、結婚後家庭に入り主婦に徹する者も依然として少なくなかった。高等女学校はそもそも良妻賢母を育てることが本旨であり、普通教育を施すとはいえ、広い国家的視野を持ち、国家の一部としての家庭を作る女子を養成することが基本であり、そのためには家庭を上手く管理できる能力を養うことは女子教育の重要な要素であるとされていた。つまり、家政というものが女子から切り離されて考えられることはなかったのである。よって、一般社会で活躍した卒業生、或いは一時的に仕事を持った卒業生は、家庭を持った後、家政教育で学んだ知識や技能をそこにおいて存分に生かすことになった。

では次に、家政女学校の卒業生の進路はどのような特徴を持っていたのかを詳しく見てみる。

附表からわかるとおり、家政女学校が本来は家庭に入る女子を養成する機関であるのにも関わらず、一般へ就職した者は家事従事者とともに卒業生の進路を二分しているのがわかる。また、家事従事者の中にも裁縫の研究を本格的に行ったり、裁縫の技術を生かし教師になる者もいた。また、高女と異なり、選択科目やクラブ活動として、或いは授業の一環としてタイピングや珠算の練習も行われ、家女の卒業生がこれらの技術を身に付けていたことは就職に有利となった。高女卒業生のように、戦後、社会的に高い地位を得た者は少ないが、教学科目や修業年限を少なくし実用を重んじた内容を集中的に施す形式を持ったことで、家女の学生は卒業後の明確な目的意識を持ち易かった。また、高女と異なり上流のみでなく中流家庭の子女も多く入学できたことから、父兄は女子が外に働きに行くと

として活躍した者が多かった。一方で、家長が子女を外に働かせにやるのを好まないことから、高女の卒業生で一般企業に就職する者は比較的少なかった。よって、就職者の割合は家政女学校出身者の方が多い。また、家政教育として受けた裁縫などの技能を利用して仕事をする者も僅かに見られた。

よって、家政教育とは必ずしも職業教育ではなかった。いくつかの家政女学校で行っていたタイピングや珠算などは副次的なものに過ぎず、家政教育で習得した知識・技能が発揮されたのは家庭に入った、或いは家庭を持った後のことであった。ただし、家政女学校において、高女より比較的時間数が少ないとはいえ普通教育を受けたことや、課外活動として一般社会に視野を広げる経験をしたことによって、卒業生は社会に出て働くことを希望するようになったのである。

## 第二節 家庭生活の近代化

家庭は植民地支配を浸透させて行く上で必要とされるひとつの単位であった。植民地統治を行う上で家庭生活の改善即ち台湾在来の衣食住における生活習慣を日本化していくことが課題であった。この「改善」は3つの意味を持っていた。それは、衛生状態の改善、物資統制のための家庭生活の簡易化、日本化による日本国民精神の陶冶である。これには社会教育や生活改善運動などの政策が効を發した。ここでは最初に、衣食住それぞれにおいて如何なる改変がなされたか検討していく。

服装は皇民化の重要なツールであった。まず、1940年頃の台北市内の市民が服装面においてどう変化したかを見てみる。

1942年9月22日の街頭調査の結果によると、中年以下の若い世代で洋服を着ていた女子は84.6%、次に和服が13.7%と続き、これに対して台湾服はわずか1.4%であった。男子でも75.5%が洋服を着用し、台湾服はわずかに0.7%の者のみが着用していた。台湾人と日本人を別にしたデータでは、1941年8月のある一日の街頭調査によると、日本婦人で洋服を着た者は89人中66人(74.2%)、台湾婦人101人中61人(60.4%)いた。台湾婦人で和服を着る者も1人見られている。この他、台北市民の所持服を調査したところによると、台湾人で洋服を持つ者は男子の66%、女子の58%で、この数字は台北在住の日本人のそれを上回っていた。日本人は当然ながら和服を愛用する者が多いため、洋服を持つ者は男子53.8%、女子34.7%であった。さらに、台湾人にも和服を着用する者が出てきて、男子26%、女子16%が和服を所持していた。一方、台湾服を所持する者は男子8%、女子26%という少ない比率を占めた。少なくとも、都市に住む中年より若い中流以上の台湾人の間では、洋服の使用はごく一般的なものになっていた。この時、民族服である「長衫」などは、下品な服とされており、台湾人にとって在来の台湾服を着て街を歩くことは咎められる気分を持つこととなっていた<sup>(5)</sup>。

台北以外の地方の場合、地域によっては更に皇民化の風潮が著しい所もあった。例えば、

1937年12月の記事によると、新竹州竹東郡では、皇民化の宣伝指導を徹底したことによって一般青年が和服を愛用するようになり、多くの日本婦人が台湾人家庭に仕立てを依頼されて忙殺されるといったことや、同州竹南では、日本人の主婦が指導し和服の仕立てを行い、バザーで台湾婦人に購入させて服装改善の気風を増進させるといったことがあった<sup>9)</sup>。

この他、戦時に際して、雑誌上でも台湾服を洋服にリフォームする方法などの特集もたびたび掲載された。婦人たちは衣類の不要品、廃品を持ち寄っては交換し、アイデアを出し合って再生利用に務め、家人の洋服を自分で縫って節約するようになった<sup>10)</sup>。

では、住居はどのように変化したであろうか。まず、住居に関して何が問題とされていたかを改めて述べてみたい。それは、家屋の衛生状態の改善である。台湾在来の家庭の一般的な形態は大家族であり、正庁を中心に「房」という部屋が連なり、一つの房に一家族ずつ住むという形態をとっていた。都会でも大世帯ではないものの、大人数が一つの家に住み込むという形態は同様であった。房とは、普通は寝室・居間・食堂が一つになったような部屋で、二つの房で一つの電球を共用したり、小さな窓から入る光を頼りにしたりしていた。また、田舎の家には風呂場がなく、盥を用いて台所で体を洗うのが習慣であった。このような家屋の欠点として、床が土間であり掃除がしにくく不衛生であることや、天井がなく頑強でないこと、採光が悪い、風呂場と便所がない、掃除をしないとといった状態が挙げられていた。この欠点の弊害は住人の健康を害することであり、特に成長期にある青少年や、始終家の中に暮らす女性に結核性の病気が多いことが問題であった。また、大人数であるため中流の家庭であっても子供が勉強部屋を与えられないことや、子供の活動の場がないというような環境は子供の精神衛生上にも良くないとされた。また、家庭生活では家族がまとまりをよくすること、即ち家族の団欒が重視された。このため、食事は必ず家族揃ってとり、家人が心地良く過ごせて、仕事が済むとすぐに帰りたいような家庭の雰囲気を作ることも主婦の役割とされていた<sup>11)</sup>。

在来の台湾家庭では、1937年頃までは個々の便所を設置する家はほとんどなかった。しかし、改変の後、1939年には全ての家庭に便所が設置された。また、住宅建築においては通風や採光に注意するようになり、洋式、和式の建築がどんどん増えていった。更に、個人の衛生観念が養成され、風呂に入ることや便所に行った後に手を洗うことが習慣化された。各家庭にはゴミ箱が置かれ、規則に基づいて廃棄物を処理するようになり、各家庭で家人が大掃除に参加するようになった。こうした生活習慣の変化は、社会教育や生活改善運動の個々へ影響するところが大きいこともあるが、このような新習慣を受け入れる価値あるものと認識し、子供にしつけ、家人に持続させて行く役目を果たしたのは主婦であった。また、室内や浴室・便所の衛生的に完備された状態を清掃や換気によって維持していくことも、その技術を身に付けた家庭の主婦が担った役割であった。また、以前の台湾式住宅の間取りは、個人部屋が重視されていなかったが、改変の後には、子供の勉強部屋が設置されるようになった<sup>12)</sup>。

資料に見られる主な変化は以上のとおりである。ここで、冒頭に述べた「改善」の三つ

の項目から以上の変化と主婦の役割をまとめ、家政教育が台湾社会に及ぼした影響を考えることにする。

まず、上述のとおり、課題とされた衛生状態に関しては旧来の家屋の様式であった土間や、採光・通風が悪い、便所がないといった状態が改善され、台湾人にゴミ捨てや手洗いなどの衛生観念が培養された。また、大勢が狭い家屋で同居する生活形態をやめ、日本式或いは西洋式家屋を建築するようになった。部屋を用途によって区分し、青少年に勉強部屋が与えられるようになった。家政教育を受けた主婦はこのように清潔になり完備された状態を清掃によって維持し、家人の健康状態を食事によって管理し、子供の生活や学習を管理した。つまり、家庭において衛生状態の管理などの役割を担い、実践して行ったのは家政教育によって科学的な家事の知識や技能を身に付けた主婦たちであった。

また、物資の節約が経済統制政策上の重要項目であった。生活改善の呼びかけを受け、家庭の主婦達は、生活用品特に衣類に注意し、家人の衣類の購入をやめて自らの手で縫い、新式の洗濯法によって清潔を保ち傷めず長持ちさせ、染色・修繕・リフォームによって再生利用するようになった。また、食生活面でも、安価で身近な食材を用い、家人を栄養不良に陥らせない食事をつくるためにその力量を発揮した。このように、衣食住いずれにおいても、多くの人手をとらず、費用をかけないよう工夫し、家計を管理することは一家の主婦に課された重要な任務であった。

そして、これら改変の方向はいずれも日本化に向かっていた。服装の改善とは和服或いは洋服に変えることであり、台湾服から洋服にリフォームする方法が度々誌面に採り上げられた。一部の地域では和服の着用が一般化したこともあった。さらに、皇民化政策の浸透に一層の効果を上げるべく、一家のまとまりを良くするため家族の団欒を奨励し、家族が心地良く過ごせる家庭の雰囲気をつくることも主婦の仕事とされ、そのためには日本の生活を習得させなければならないとしていた。

しかし、これらの改変について、教育を受けた台湾の女性にしてみれば、旧来の台湾の生活には疑問を感じるところがあるが、かといって完全な日本式生活に変えることには抵抗があるという考えもあった<sup>(10)</sup>。一方で統治側は、台湾の旧来からのやり方を真っ向から否定したのではなく、台湾の風土を土台にして日本式を採り入れるという方法を採用した。このため、台湾の主婦にとってこの生活改善は必ずしも全く受け入れがたいものとはならず、新習慣、新方式への改変が進められて行ったのである。

#### 〈小結〉

総じて、家政教育は女子中等教育機関、特に家政女学校において、家庭管理を担う主婦を養成する目的で施されたが、教育を受けた女子は必ずしも専業主婦にならず、社会の動きに乗じて職業を持つようになった。一方で、植民地政府が目論んだ台湾の旧習慣の改変は皇民化運動時期にどんどん推し進められていき、女子が家政教育として習得した家政上の科学的知識・技能は、台湾における家庭の中の日本化を実現する上でその成果を存分に

發揮する結果となった。ただし、気候の問題や風土の違いが大きいことから、完全に日本式に改変することは無駄が多くなることを考慮し、日本式をそのまま移入するというやり方をとらず、台湾の生活方式と融合する、或いは台湾の主婦が自ら創造して行くようにした。それは統治者側の便宜上からのものであるのは確かだが、そのために台湾の主婦にもいくらか取捨選択の余地が与えられ、台湾旧来の方式の長所を残しながら、衛生面に配慮する、洋服を常用するといった日本化の中にある近代的なものを取り入れていったのである。

【註】

- (1) 游前掲書、213～245 頁。
- (2) 『臺灣婦人会』昭和 11 年 3 月、40～47 頁；昭和 12 年 10 月 20～21 頁；同誌論説、小川節「婦人の自活と職業の選び方に就て」、昭和 13 年 4 月、30～36 頁；同、安藤正次「銃後の婦人に」昭和 13 年 8 月、6～7 頁。
- (3) 臺中家政女学校『臺中家政女学校校報』、昭和 13～16 年；高雄淑徳女学校校友会『たちばな』創刊号、昭和 15 年 4 月。
- (4) 『臺灣日日新報』昭和 9 年 1 月 16 日；同 1 月 18 日；同誌論説「花嫁に専門学校や職業婦人が大もてに」昭和 13 年 2 月 20 日。昭和 13 年 9 月 6 日（婦人の職業進出）。
- (5) 「皇民奉公会主催『生活化学展』に拾う」『民俗臺灣』昭和 17 年；「本島婦人服の改善について」『臺灣時報』、昭和 15 年 1 月、38～45 頁。
- (6) 『臺灣日日新報』、昭和 12 年 12 月 19 日。
- (7) 『臺灣時報』藤黒総左衛門「臺灣婦人 あの頃とこの頃」、昭和 10 年 4 月、48～52 頁；「臺北だより」昭和 15 年 12 月、109～111 頁。
- (8) 『臺灣日日新報』「工夫して実行せよ」昭和 14 年 7 月 30 日；「健康増進に主婦の協力を望む」昭和 15 年 5 月 1 日。
- (9) 『臺灣日日新報』、昭和 13 年 7 月 24 日；洪秋芬「臺灣保甲和『生活改善』運動 1937～1945」『思與言』第 29 卷第 4 期、1991 年 12 月；洪秋芬『日拠時期臺灣之公共衛生—以防疫為中心之研究(1895～1920)』；吳文星『日本植民統治下における臺灣社会の変容とその歴史的意義』第 4 回東アジア歴史教育シンポジウム、1999 年 12 月。
- (10) 『臺灣日日新報』、1941 年 7 月 31 日。

## 第六章 結論

まず、これまでの研究を振り返り、家政教育が何であったかを総括したい。

日本統治下の台湾において、家庭は植民地政策の浸透に必要とされる一つの単位とみなされていた。この家庭における主婦が担わされていた役割というのは大体において次の二つに分けられよう。一つは、家長を支える、即ち広い知識と視野を持ち、同化政策を受け入れる士紳階層の思想を理解することであった。次に、衣食住の習慣を新しく改変することである。これには、衛生状態を改善して病気を排除し健全な人材をつくることと、経済政策に協力させること、そして日本式に改めることによって日本国民精神を陶冶することという3つの目的があった。

これらの役割を担う家庭の主婦を養成することが女子中等教育の目的といえるが、上述の一つ目の役割は主に高等女学校の教育が担い、家政教育はこのうち主に生活の改変を教育するものであったといえる。

女学校の家政教育は裁縫、手芸、家事、或いは家事及び理科と分かれ、裁縫科と手芸科では洋服の図案、縫製、修繕、編物、刺繍等を学び、家事科では衣類の洗濯や手入れの方法を習得した。住宅に関しては、台湾在来の住居が不衛生であることを知らせ、改善すべき点や清掃によって清潔に保つやり方を指導した。食品に関しては、健康を保つために栄養をいかに摂取すればよいか、身近な食材で安く上手く調理することなどを学んだ。この時、改善の方向として示されるのは日本式ということであった。ここで扱う衣類は国内同様に洋服と和服を中心とし、住宅では日本式家屋の長所が強調され、調理では和食を実習し、在来の料理を和風の味付けにしこれに慣れるよう指導した。衛生面の改善においては、科学的ということを大変重視し、洗濯に際し洗剤の種類と用途の区別や、食物では年代・性別・仕事等の別による必要な栄養の摂取の仕方を教授した。そしていずれの課程でも、新しい購入を避け、なるべく再生利用を心掛け、多くの手間を掛けない、というように簡易に行うべきことが強調された。

一方、教育の現場の状況は、女子教育の試験期間を終え、1919年に台湾教育令が制定され、社会の情勢に鑑み、女子教育と実業教育の拡充の方針が決定された。これに従い、高等女学校において、それまでの技芸中心の教育から普通科目を重視する内容へと変化した。

1922年、台湾教育令改正によって日本人・台湾人の隔てなく中等教育機関への入学が可能となり、この時期を前後して高等女学校が全島に設置されるようになった。そして、教育令を境に初等教育の就学率が一揆に上昇し、それに伴い高等女学校への進学希望者も増加した。しかし、入学試験が一律に日本語で行われることは公学校でのみ初等教育を受けた台湾人にとって不利な条件であり、また学費も高額であるため、高女に入学できる女子はよほど優秀か家庭の経済的条件に恵まれていなければならず、日台共学の恩恵を受けたのは専ら日本人であった。

こうした状況において、日本人ですら入学が困難なほど進学競争が過熱する中、台湾人

の中等教育機関への入学難は当時の台湾社会で大きな問題となった。一般市民はこの入学難を解決するため、州当局に中等学校の増設を訴え続けた結果、各州に中学校・高等女学校が増設されるようになった。加えて、実業学校や実業補習学校も増設されていった。1930年代中盤から全島に相次いで設置された家政女学校は実業補習学校の一つであった。

しかし、家政女学校出現・増加の背景には、入学難の問題以外の社会的背景が存在した。それが統治時代を通して唱えられ続けていた旧慣的家庭生活から近代的な家庭生活への改変という政策であった。この政策の浸透には家庭における主婦の協力が必要不可欠であるため、将来家庭においてこれを実践できるだけの知識と技能を女子に培養しなければならなかった。日本国内では農村の主婦養成機関にすぎない家政女学校は、植民地政府にとって経費や手間を高等女学校ほど要せず、家政教育を徹底して行うことができ、且つ入学難を解消できるという、高女の代役としては恰好の存在であるため、予算などの不都合がない限り設置を認可したのであった。また、州の中心市部のみならず、地方の街庄民もこの家政女学校に着目した。高等女学校の代役として、或いは生活改善を担う家庭の主婦を養成することを目的として、実業補習学校の規定どおり、日本人を中心とする街庄長たちで街庄組合を組織し、それぞれの地域性に適合したカリキュラムと校則を作成し、州の認可を得て学校を設置していったのである。

高女や家女で家政を学ぶ女学生たちは、学校で定期的に行われるバザーや展覧会において製作品や研究成果を一般市民に発表し、彼らに近代的な家事方法についての具体的な指南を示し、家庭に入るのを俟たないうちからその知識と技能を以って地域社会の生活改善に「貢献」することになった。また、学校をあげて愛国婦人会が主催する愛国子女団を組織し、裁縫や洗濯、清掃などの作業を通して軍隊に奉仕し、それによって日本国民精神の陶冶がなされていった。

地域の社会教育や生活改変の運動の結果、台湾の家屋における衛生状態が改善され、住居を造る際に採光や風通しに注意が払われるようになり、人々にもゴミを捨てるなどの衛生観念が養われた。また、日本統治時期をとおして、洋服が普及する、時間を意識する、一家団欒など、多くの生活習慣の変化があった。これらの変化は、家長が中心となって行ったものであるのは確かだが、その改変の意義を理解し、近代的方式による家庭管理を担った主婦の働きによるところが決して無視できないのである。

総じて、家政教育を受けた女子は、そこで得た知識・技能によって女学校時代には一般社会の生活改善、奉仕作業、同化などの政策浸透に働かされ、卒業後、家庭に入ってから家庭内の生活改善、皇民化の役を負わされた。そこで台湾人みずからの意思がはたらいたのが、女性が社会に進出する風潮に乗じて自ら仕事を選びそれに就くことと、統治側から与えられた日本式という新習慣から台湾の生活に合うものを選び取っていくことであった。よって、日本統治時代に進んだ生活面での近代化は、日本からの恩恵と言うことは決してできない。また、家政女学校増設の目的において、経費を安く抑えながら市民の不満を緩和するという一面を持ったことは、ずさんな学校経営を意味することである。家政教

育を必要として女子に強いたにもかかわらず、この教育ですら完全にする意欲を欠いていたことは、たとえ家政教育が近代化の一助となったとしても、決して評価されるべきものではないと言えよう。

[附表]

[表 1] 家政女学校設立の経緯

年別 項別	私立	市立	街庄組合立、街庄立
1919		公立台北高等女学校 (1922年からは普通科のみ)	
1920	台北女子職業学校		
1929	台南家政女学院 (当初: 台南家政裁縫講習会)		
1930	吉見裁縫学院		
1934	(台南家政女学院←講習会) 静修女学校・特別科	嘉義女子技芸学校 台南女子技芸学校	
1935	私立愛国高等技芸女学校 (←台北女職)	台中家政女学校	草屯農業家政専修学校
1936	基隆技芸女学校	高雄女子技芸学校	員林家政女学院
1937		台北市立家政女学校 嘉義家政女学校 (←嘉技女技) 高雄市立淑徳女学校 (←高雄女技)	
1938	(台南家政女学院: 財団法人に改組)		東石実践女学校 北港実践女学校 曾文家政女学校 豊原家政女学校
1939	新竹家政女学校	基隆家政女学校 (←私立)	
1940		彰化市立家政女学校 花蓮港家政女学校 新竹家政女学校 (←私立) 台南家政女学校 (←台南女技)	斗六家政女学校 潮州淑徳女学校 新營家政女学校 大甲家政女学校

1941			中壢家政女学校 新化家政女学校 虎尾家政女学校  北斗家政女学校 北門家政女学校 苗栗家政女学校  埔里家政女学校
1943			

※『臺灣日日新報』大正8年1月～昭和18年12月；『臺灣總督府學事年報』昭和5年～12年；『臺北州統計書』昭和5年～12年；『臺中州統計書』昭和10年～16年、；『臺南州統計書』昭和8年～16年；總務局『市街庄概況』昭和18年；臺灣教育会『臺灣教育沿革誌』。

〔史料1〕 員林郡員林街外八街庄家政女学校組合規約

第一条 本組合ハ員林郡員林街外八街庄家政女学校組合ト称ス

第二条 本組合ハ員林街、溪湖街、大村庄、埔鹽庄、永靖庄、社頭庄、田中庄及二水庄ヲ以テ組織ス

第三条 本組合ハ国民生活ノ實際ト地方郷土ノ実情ニ即応シ皇國中堅女子青年ヲ養成スル為台湾公立実業補習学校規則ニ基キ家政女学校ヲ設立シ其ノ経営ニ関スル事務ヲ共同処理スルモノトス

第四条 本組合役場ハ員林街役場内ニ之ヲ置ク

第五条 組合会ハ議長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ組合ノ管理者ヲ以テ之ニ充ツ管理者事故アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス

第六条 組合會議員ノ定数ハ十八人トシ組合各街庄ニ二人宛ヲ配当ス

第七条 組合各街庄ニ配当スル議員数ノ二分ノ一ニ相当スル員数ノ議員ハ組合各街庄毎ニ街庄協議會員ノ被選挙権ヲ有スル者ノ中ヨリ街庄協議會員之ヲ選挙ス  
組合各街庄ニ配当スル議員数ノ二分ノ一ニ相当スル員数ノ議員ハ街庄協議會員ノ被選挙権ヲ有スル者ノ中ヨリ街庄協議會員任命ノ例ニ依リ任命セラレタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第八条 組合管理者ヲ除ク組合各街庄ノ街庄長ハ組合會議員ノ選挙及任命ニ関シテハ街庄協議會員ノ被選挙権ヲ有スルモノト看做ス

第九条 組合會議員選挙ハ管理者ノ告示ニ依リ街庄長之ヲ行フ

本規約及管理者ノ別ニ定ムルモノヲ除クノ外組合會議員ノ選挙ニ関シテハ街庄協議會員選挙ノ例ニ依ル

第十条 組合會議員ハ名誉職トス

議員ノ任期ハ四年トシ総選挙ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補欠議員ハ其ノ前任者ノ残任期間在任ス

第十一条 本組合ニ助役二人、会計役1人ヲ置ク

助役及会計役ハ名誉職トス

助役ハ員林街助役ヲ、会計役ハ員林街会計役ヲ以テ之ニ充ツ

第十二条 前条ニ定ムルモノヲ除クノ外本組合ニ有給又ハ名誉職吏員四人ヲ置ク

有給吏員ノ任免ハ街庄有給吏員任免ノ例ニ依ル

名誉職吏員ハ員林街吏員ヲ以テ之ニ充ツ

第十三条 本組合ノ經常費ハ組合ノ財産ノ財産其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ左ノ収入ヲ以テ予算ニ依リ組合各街庄ニ分賦ス

一 所要分賦額ノ二分ノ一

本組合立家政女学校ニ在学スル組合各街庄ノ前年四月ヨリ12月ニ至ル毎月平均生徒数ノ割合ニ応ジ按分ス此ノ場合ニ於イテハ在学一月未滿ノ者ト雖も一

月在学シタルモノト看做シ計算ス

二 所要分賦額ノ二分ノ一

組合各街庄ノ前年度戸税賦課生産額及戸税賦課資産ニ対シ、十分ノ三ヲ資産  
状況ニ対シ按分ス

第十四条 本組合ノ臨時費ハ特別ノ収入ヲ以テ之ニ充ツルモノヲ除クノ外左ノ割合ヲ以テ  
予算ニ依リ組合各街庄ニ分賦ス

一 所要分賦額ノ二分ノ一

員林街ニ分賦ス

二 所要分賦額ノ二分ノ一

員林街ヲ除ク組合各街庄ニ分賦ス此ノ場合ニ於イテハ前条第二号ノ例ニ依  
リ按分ス

#### 附則

第十五条 本規約施行ニ必要ナル規程ハ管理者之ヲ定ム

第十六条 本規約ハ本組合設立認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七条 第十三条第一号ニ依リ昭和十五年度分ノ分賦ヲ為ス場合ニ限り元員林街立家政  
女学校ノ在學生徒数ヲ以テ計算ス

[表2] 家政学校における日本人・台湾人の入学者数

1. 台北州

学校名	年 度	19											
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
私立女子 職業学校	日	62	64	69	56	165	131	148					
	台	9	5	7	6	17	15	14					
私立台北女 子高等学院	日		75	23	31	14	6	19	22	8	10	19	35
	台		25	18	25	15	4	11	9	13	22	25	43
私立静修女 学校(特别科)	日					60	42	42	51	8	10	19	42
	台					14	23	32	28	13	22	25	27
私立吉見 裁縫学園	日						59	31	31	30	35	43	49
	台						20	41	48	113	106	125	120
私立基隆 技芸女学校	日							46	44	54			
	台							16	30	33			
台北市立 家政女学校	日											214	
	台								101	164	171	6	211
基隆市立 家政女学校	日											42	
	台										56	14	58

※台北州統計書。

2. 台中州

学校名	年 度	19						
		35	36	37	38	39	40	41
台中市立 家政女学校	日	49	96	86	90	79	87	66
	台	7	12	15	16	25	18	32
彰化市立 家政女学校	日						12	6
	台						91	91
草屯農業家 政専修学校	日	3	2	2	2	3	3	5
	台	32	28	33	38	36	49	49
員林家政 女学校	日			17	1	8	3	5
	台			42	45	26	53	50
豊原家政 女学校	日				8	1	2	2
	台				44	47	47	52
大甲家政 女学校	日						0	2
	台						54	54

### 3. 台南州

学校名	年度	19									
		33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
私立台南 家政女学院	日	2	5		8	6	1				
	台	50	32		89	85	85				
台南女子 技芸学校	日	105	42		42	45	46	48		59	
	台	0	0		0	5	12	12		55	
嘉義女子 技芸学校	日		34		38	42	72	53		33	
	台		16		13	8	31	48		78	
曾文 实践女学校	日						0	0		0	
	台						44	37		34	
東石 实践女学校	日						1	2		2	
	台						39	39		40	
新營 家政女学校	日							12		8	
	台							34		39	
斗六 家政女学校	日							2		1	
	台							48		49	
虎尾 家政女学校	日							16		6	
	台							32		42	
新化 家政女学校	日									0	
	台									32	
北門 家政女学校	日									2	
	台									42	

※台南州統計書

[表3] 有資格教員・無資格教員の教員全体における割合

1. 台北州

(単位：%)

高等女学校			家政女学校		
台北第一高女 (1937~1941年)	有	93.3	台北家女 (1937~1941年)	有	68.2
	無	6.7		無	31.8
台北第三高女 (1937~1941年)	有	94.5			
	無	5.5			
基隆高女 (1938~1941年)	有	95.8	基隆家女 (1939~1941年)	有	46.2
	無	4.2		無	53.8

2. 台中州

高等女学校			家政女学校		
台中高女 (1935~1941年)	有	82.1	台中家女 (1935~1941年)	有	72.4
	無	17.9		無	27.6
彰化高女 (1935~1941年)	有	83.3	彰化家女 (1940、1942年)	有	61.5
	無	16.7		無	38.5
			草屯家政 (1935~1941年)	有	65.6
				無	34.4
			員林家女 (1937~1941年)	有	51.5
				無	48.5

3. 台南州

高等女学校	有	無	家政女学校	有	無
台南第一高女 (1933~1941年)	70.7	29.3	台南女技 (1933~1941年)	67.4	32.6
台南嘉義高女 (1934~1941年)	74.7	25.3	嘉義女技 (1934~1941年)	73.5	26.5
			曾文実践 (1938~1941年)	14.9	85.1
			北港家女 (1938~1941年)	36.1	63.9
			東石実践 (1938~1941年)	46.5	53.5

※台北州統計書、台中州統計書、台南州統計書。

( )内の各年度の有資格、無資格それぞれの教員数を平均し、全体の教員数における割合を算出した。

[表4] 教諭ではない有資格教員、兼任教員の教員全体における割合 (単位:%)

高等女学校		家政女学校	
台北第一高女(1937~1941年)	6.4	台北家女(1937~1941年)	21.4
台北第三高女(1937~1941年)	1.6		
基隆高女(1939~1941年)	9.4	基隆家女(1939~1941年)	12.8
台南第一高女(1933~1941年)	18.5	台南女技(1933~1941年)	69.8
台中高女(1935~1941年)	7.0	台中家女(1935~1941年)	13.6
		員林家女(1937~1941年)	19.4
		草屯家女(1935~1941年)	25.0

※台北州統計書、台中州統計書、台南州統計書。

( )内の各年度の教諭ではない有資格教員、兼任教員の人数を平均し、全体の教員数における割合を算出した。

[表5] 家政女学校の設立目標

学 校 名	設 立 目 標
臺中市立臺中家政女學校 (昭和10年3月27日認可)	本校ハ臺灣公立實業補習學校規則ニ基キ女子ニ日常生活上必要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス [出典：『臺中市報』昭和10年3月27日第662号]
彰化市立彰化家政女學校	本校ハ臺灣公立實業補習學校ニ基キ女子ニ日常生活上必要ナル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ必須ナル教育ヲ施シ兼テ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス (昭和15年4月1日) [彰化市報昭和15年4月28日第727号]
私立新竹家政女學校 (昭和14年4月18日認可)	本校ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ婦徳ヲ涵養シ女子ノ實際生活ニ必要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス [新竹市報昭和14年4月29日第647号]
臺灣公立高雄女子技藝學校 (昭和11年4月1日認可)	本校ハ臺灣公立實業補習學校規則ニ基キ女子ノ日常生活ニ必須ナル教育ヲ施シ兼テ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス [高雄市報昭和11年4月1日号外]
高雄淑徳女學校	本校ハ臺灣公立實業補習學校規則ニ基キ女子ノ日常生活ニ必要ナル知識技能ヲ修得セシメ國民生活ニ須要ナル教育ヲ施シ心身ヲ陶冶鍛鍊シ兼テ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス (昭和14年2月18日) [高雄市報昭和14年2月18日第544号]
臺北市立臺北家政女學校	本校ハ臺灣公立實業補習學校規則ニ基キ女子ニ必須ナル家事裁縫及技藝ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ施シ兼テ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス [臺北市報昭和12年3月20日第538号]
基隆市立基隆家政女學校 (昭和14年4月1日認可)	本校ハ臺灣公立實業補習學校規則ニ基キ女子ニ必須ナル家事裁縫及技藝ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ施シ兼テ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス [基隆市報昭和14年4月1日号外]
愛國婦人会臺灣支部附属 私立女子職業學校	本校ハ女子ニ適切ナル職業教育ヲ施シ兼テ日常生活ニ必要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス [『愛國婦人会臺灣本部沿革誌』256頁]
私立臺北女子職業學校	本校ハ婦徳ノ涵養ニ留意シテ女子ニ日常生活ニ必要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ職業教育ヲ施スヲ目的トス [『愛國婦人会臺灣本部沿革誌』262頁]
財団法人私立愛國高等技藝女學校	本校ハ國民道德ノ養成ト婦徳ノ涵養ニ留意シ女子ノ日常生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ職業教育ヲ施スヲ以テ目的トス [『愛國婦人会臺灣本部沿革誌』514頁]

[表 6] 街庄家政女学校組合設置目的

組 合 名	設 置 目 的
大甲郡大甲街外二庄大甲家政女學校組合 (昭和 15 年 3 月 13 日認可)	本組合ハ女子ノ日常生活ニ必要ナル知識技能ヲ授ケ國民生活ニ須用ナル教育ヲ施シ日本精神ノ實踐体得ヲ為サシメ合セテ婦徳ヲ涵養シ真ニ家庭ノ中心主婦トナルヘキ人物ヲ養成スル為大甲家政女學校ノ經營ニ関スル事務ヲ共同処理スルモノトス [『台中州報』昭和 15 年 3 月 16 日第 2140 号]
員林郡員林街外八街庄家政女學校組合 (昭和 15 年 3 月 31 日認可)	本組合ハ國民生活ノ實際ト地方郷土ノ實情ニ即応シ皇國中堅女子青年ヲ養成スル為台湾公立實業補習學校規則ニ基キ家政女學校ヲ設立シ其ノ經營ニ関スル事務ヲ共同処理スルモノトス [『台中州報』昭和 15 年 3 月 31 日号外]
北斗郡北斗街外七箇街庄家政女學校組合 (昭和 17 年 3 月 19 日認可)	本組合ハ皇國ノ道ニ則リテ女子ニ日本婦道ヲ涵養セシムル為家政女學校經營ニ関スル事務ヲ共同処理スルモノトス [『台中州報』昭和 17 年 3 月 19 日第 2530 号]
曾文郡麻豆街外四箇庄曾文實踐女學校組合 (昭和 13 年 31 日認可)	本組合ハ曾文實踐女學校ヲ施設經營ノ為之ニ関スル事務ヲ共同処理スルモノトス [『台南州報』昭和 13 年 4 月 23 日第 1520 号]

[史料2] 家政学校学科課程及び毎週教授時数表

1. 私立愛国高等技芸女学校

科目 学年		修身公民	国語	算術	裁縫、手芸	家事	図画	音楽	体操	(教育)	(生花)	計
第一学年	週時数	一	六	三	一九	一	一	一	二	一	(二)	三四 (三五)
	程度	道德ノ要旨作法	購読、作文、習字	算術、珠算	縫、手芸 普通裁縫、ミシン裁	整理、衛生	臨画、写生画、図案	単音唱歌、複音唱歌	体操、教練、遊戯			
第二学年	週時数	一	六	三	一八	二	一	一	二	一	(二)	三四 (三五)
	程度	同上	同上	同上	同上	実習 衣食住	同上	同上	同上			
第三学年	週時数	二	五	一八	二	三	一	一	二	(二)	(二)	三四 (三五)
	程度	同上	同上	同上	同上	養老、育兒、看護 家事經濟、実習	同上	同上	同上	教育大意		
研究科	週時数	一	一	一	二四	五	一	一	二	(二)	(二)	三四 (三五)
	程度	同上	習字		同上	実習 家庭管理		同上	同上	同上		

※大橋捨三郎『愛国婦人会台湾本部沿革誌』愛国婦人会台湾本部、1941年。

2. 台北市立家政女学校 (家政科) 昭和 13 (1938) 年度

科目		修身公民科	国語	国史	地理	数学	理科	家事	図画	裁縫手芸	音楽	体操	芸 花道茶道園	計
第一学年		二	五	二		二		二	一	一五	二	三	一	三四
	課程	道德の要旨及作法	購読作文習字	国史の大要	日本地理	实用数学 珠算		衣食住及び之に関する調理実習	写生画臨画考案画	使用法編物刺繍 方縫方繕方ミシン	和服及簡易洋服裁 単音唱歌復音唱歌	体操 教練 遊戯		
第二学年		二	五	二		二		二	一	一五	二	三	(二)	(二) 三五
	課程	同上 公民の心得	同上	同上	外国地理	同上		衣食住及之に関する理科洗濯割烹実習	同上	同上	同上	同上		
第三学年		二	五	一		二		五	一	一五	一三	三	(三)	(二) 三五
	課程	同上	同上	同上	同上	同上		育兒家事經濟 同上養老看護	同上	同上	同上	同上		

※『台北州報』第 612 号、昭和 13 年 3 月 31 日、50 頁。

[史料3] 高等女学校における裁縫科教材及び授業時間の配当（例）（本科）

学期 学年	第一学期	50時	第二学期	60	第三学期	40
第一 学 年	裁縫学習上の心得	2	本裁女単衣	30	四ツ身単衣	30
	基礎的技術の練習	10	本裁男単衣	30	小児エプロン	10
	ドロワース	8	—	—	—	—
	エウイスト(校服下着)	16	—	—	—	—
	シミーズ ペチコート	14	—	—	—	—
第二 学 年	洋服裁縫につきての要項	4	袷の所要部分縫	12	本裁男袷	30
	簡易なる女兒夏服二種	28	本裁女袷	30	綿布繕い方	10
	ロンパース	10	腹合帯	18	—	—
	割烹前掛	8	—	—	—	—
第三 学 年	ミシン使用法	6	本裁女袷羽織	30	一ツ身綿入 (メリンス 富士絹等)	28
	洋服不著の種類及び着方	2	本裁男袷羽織(絹布)	30	袖無綿入羽織(右同)	12
	スリッパ	10	—	—	—	—
	洋服原型製図法	4	—	—	—	—
	夏校服	28	—	—	—	—
第四 学 年	本裁男単羽織	24	コンビネーション	12	絹布本裁女袴	30
	男袴附女袴説明	26	男児洋服	20	小袖二枚重説明	4
	—	—	女兒冬服	20	—	—
	—	—	エプロン	8	—	—

(備考) 各学年とも予定時間より早く仕上げた場合は自由材料を以って練習させる

(補習科)

学期 組	第一学期	A50 B65	第二学期	A60 B75	第三学期	A10 B45
	絹布単衣	18	男児運動シャツ及びズボン	18	各種裁ち方の練習	4
	本裁単長コート	28	ジャムパープレス(シャツ	26	基礎的技術の練習	6
	絹布、毛織物の補習綴法	4	プラス)及び 帽子二種	14	裁縫教授法	—
	絹布単衣	18	男児運動シャツ及びズボン	18	絹布女袷長襦袢	20
	本裁単長コート	28	ジャムパードレス及びシャ	26	絹布袷羽織	25
	軽装帯(名古屋帯)	15	ツブラウス	—	自由製作(洋服)	—
	絹布毛織物の補習綴法	4	帽子二種 男、女兒水平服(冬)	12 20	—	—

※出典：各学科教授方針並教授要項一覧（昭和4年）

[表7] 愛国婦人会台湾支部愛国子女団

1. 全島愛国子女団 (昭和15年3月末日現在)

支 部	団数	団員数
台北州	59	15,970
新竹州	5	1,374
台中州	92	11,895
台南州	6	2,000
高雄州	24	4,686
台東庁	7	484
花蓮港庁	1	95
澎湖庁	—	—
計	194	36,504

2. 高等女学校、家政女学校に所属する愛国子女団

名 称	所属する女学校	団員数	結団年月
常盤愛国子女団	台北第一高等女学校	1,375	昭和12年10月
若草愛国子女団	台北第二高等女学校	1,120	同
扶桑愛国子女団	台北第三高等女学校	536	同
静修愛国子女団	静修女学校	1,000	同
芝蘭愛国子女団	淡水女学校	355	同
松蔭愛国子女団	基隆高等女学校	194	同
新竹高女愛国子女団		499	同年4月
	彰化高等女学校		
	台中家政女学校		昭和12年9月
	員林家政女学校		
	草屯専修女学校		
陽和愛国処女団	台南実践女学校	195	昭和12年8月
嘉義高女愛国子女団	(嘉義市)	568	同年9月
緑丘愛国女学生団	台南第一高女	466	同
豊栄愛国子女団	台南第二高女	499	同
嘉義家政女学校愛国処女団	(嘉義市)	150	同

※大橋捨三郎『愛国婦人会台湾本部沿革誌』第三編「地方支部の変遷」、愛国婦人会台湾本部、1941年；台中市立台中家政女学校『校報』創刊号、1938年、62頁生徒作文より作成。

[参考文献]

○新聞、地方誌

- 『台湾日日新報』、1919年1月～1934年12月。  
『台湾民報』、1卷1期～166号、1923年4月～1927年7月。  
『台湾時報』。  
『基隆市報』、1939年4月～1942年2月。  
『台北州報』、1937年3月。  
『台北市報』、1937年3月～1940年4月。  
『新竹州報』、1939年4月～1940年3月。  
『新竹市報』、1939年4月～1940年6月。  
『彰化市報』、1940年4月～1941年10月。  
『台中州報』、1935年2月～1943年3月。  
『台中市報』、1936年2月～1938年6月。  
『台東庁報』、1941年2月。  
『花蓮港庁報』、昭和16年4月～5月。  
『台南州報』、1938年4月～1942年3月。  
『高雄市報』、1931年7月～1939年4月。  
『台北州時報』。

○統計書類

- 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、(昭和14年初版)、南天書局復刻、1995年。  
総務局『市街庄概況』、1943年。  
『台北州統計書』。  
『台中州統計書』。  
『台南州統計書』。  
台湾日日新報社台南支社『台南州学事一覽』。  
台湾総督府『台湾総督府学事年報』大正15～昭和12年。  
台湾総督府文教局『台湾学事一覽』。  
台湾総督府文教局『台湾の教育』。  
台湾総督府文教局『台湾の学校教育』。

○雑誌

- 台湾教育会『台湾教育』、昭和5年～17年。  
『第一教育』、昭和3年～昭和8年。  
『台湾婦人会』、第1～6卷、1934年10月～1939年6月。  
『民俗台湾』。

○郷土史類

『台中州教育』。

台中州教育課『台中州教育展望』、1935年11月。

『台南市読本』、1939年11月。

『員林大観』。

基隆市役所『基隆市教育要覧』、昭和10年10月。

入江暁風『基隆風土記』1933年8月。

○教科書、参考書類

佐野武男『台湾家庭振興読本』。

台湾総督府『公学校高等科裁縫手芸教授書・第二学年用』、昭和14年3月。

台湾総督府『公学校高等科家事教授書・第一学年用』、昭和14年3月。

『各学科教授方針並教授要項一覧』。

○日本国内文献

常見育男『家庭科教育史』、1972年9月、光生館。

『教育史学会第7回大会記録』。

○学校関係

台中家政女学校『台中家政女学校校報』、昭和13～16年。

台北家政女学校『台北家政女学校同窓会會員名簿』、昭和15～17年。

斗六家政女学校『斗六家政女学校卒業記念第二回』、昭和18年。

静修女学校『静修学報』、昭和11年12月28日。

高雄淑徳女学校『たちばな』創刊号、昭和15年4月。

○その他

大橋捨三郎『愛国婦人会台湾本部沿革誌』愛国婦人会台湾本部、1941年。

台湾総督府『台湾社会教育概要』昭和4年4月、昭和9年2月。

#### [主要参考書目]

(1)游鑑明『日拠時期台湾的女子教育』、国立台湾師範大学歴史研究所専刊(20)、台北市：国立台湾師範大学歴史研究所、民国77年(1988)。

(2)游鑑明「日拠時期的職業変遷與婦女の地位」、台湾省文献委員会編：『台湾近代史』社会編、南投：台湾省文献委員会、1995年。

(3)山本禮子『殖民地台湾の高等女学校研究』、東京：多賀出版、1999年。

(4)呉文星『日拠時期台湾社会領導階層之研究』、台北市：正中書局、民国81年(1992)。

(5)呉文星「日治時代—社会変遷」『台湾開發史』、台北県：空中大学、1996年。

(6)吉野秀公『台湾教育史』(昭和2年初版)、南天書局復刻、1997年。

(7)洪郁如『日本の台湾支配と婦人団体—愛国婦人会台湾支部を中心にして—』東京大学大学院総合文化研究科修士論文。